

平成27年第1回定例会一般質問1日目

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 宮城寛諄議員、12番 上原喜代子議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 それでは、質問をします。その前に、私は教育委員長に教育委員会の方針も聞きたいので出席を求めていました。けれども、今日は出席していません。なぜであるのか。教育行政のトップは誰ですか。教育長ですか。教育委員長ですか。なぜ来ないのですか。教育委員会の方針を聞きたいので、委員長に出席を求めていました。なぜ来ないのか教えてください。それから質問します。

〔花城清文議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、順次、順番を繰り上げて進めたいと思います。5番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○5番 照屋仁士君 それでは、一般質問を予定より早くさせていただいてありがたいと思います。まず、今回の3月定例会、執行部の皆様におかれましては新年度の予算編成に当たり本町発展のためさまざまな施策を積み上げ、また、大きな希望と確かな責任のもと、日々ご尽力のことと心から敬意を表します。私たち町議会議員もこれらの予算や施策を町

民の立場に立ってしっかりとチェックし、一つひとつの運用のあり方を提言できるよう努めてまいりますので、お互いに町政発展のためしっかりと議論していければと思います。まず1点目の質問です。順次、一問一答でさせていただきたいと思います。

まず1点目、企業誘致。どのように取り組むかでございます。平成27年度施政方針のなかにより地域に合った企業誘致の推進を図るとありました。記述のとおり、ぜひ取り組んでいただきたいし、また応援していきたいと思います。本町においては、道路網の発達に伴い大型店舗や小売店、飲食店を中心に出店が相次ぎ、新たな賑わいを形成しようとしていますなかでもファーマーズマーケットの出店には町民の期待も高く、行政と運営するJAがともに連携しながら成しえた素晴らしい成果だと評価します。今後も行政と企業、また、地権者の理解を得ながら積極的な連携で本町発展に寄与するような企業誘致に取り組んでいただきたいと思いますので、次のとおり質問します。1. 国道507号現道及びバイパス周辺の企業誘致の推進とありますが、具体的にどのように取り組むかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、ご質問の件についてお答えいたします。国道507号の現道及びバイパス周辺や区画整理区域内などへの企業誘致については、未利用地を中心に地権者と企業のマッチングセミナーを開催できないか検討をしております。また、国道507号バイパスJA出荷場周辺については、市街化調整区域にあることから、企業や地権者等から誘致関連の話があるたびにごとに相談を受け、開発行為等の必要がある場合は県の担当所管などと方法について協議を持つなど進めております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、答弁のなかで未利用地を中心に地権者と企業のマッチングセミナーのようなものを検討しているとありました。これまで、私の記憶のなかではやったということを知ることがありませんが、非常に良い試みだと思います。ぜひともそういったマッチングの大切さというものがあると思いますので進めていただきたいわけでありますけれども、予算のなかこの施政方針のなかからどういうものがあるか私も探しました。今回、特別会計の区画整理特別会計のなかで保留地処分も予定されているのですが、それと直接企業誘致の関係があるのか。予定があつて処分されるのか。そのへんを教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。平成27年度で津嘉山の区画整理区域の保留地処分が予定されております。こちらは国道507号バイパス沿いを中心とした保留地処分でございます、7筆を予定してございます。その7筆につきましては、全て準住居地域となっていることから、個人の住宅の建築ではなく、その地域に合った企業若しくは商業施設関係をこちらとしては視野に入れております。ただ、どのようにその売却に向けて条件を付けていくかにつきましては、今後の課題として先進地の区画整理関係の事例等を勘案しまして早めに進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。7筆が国道507号バイパス沿いであると、保留地でありますのでぜひともそういった所で有効に企業誘致がなされると非常に良いのかなということがあります。ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

また、バイパス沿いだけではなく、JA周辺についても相談を受けているとありますが、私としては国道507号現道の所も非常に重要ではないかと感じます。現道は、今でも南部から那覇に抜ける非常に交通量の多い道路でもありますし、津嘉山交差点より南側と言いますか、そういった所も今開発の予定はないわけですがそれでも空いている店舗もありますし、そういった空き店舗等も有効利用できるようなマッチングになっていただきたいと思います。先ほどのバイパス沿いの保留地、また現道の空き店舗、そういった所もぜひこのマッチングのセミナー等に加えて促進していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 国道507号のバイパス沿いにつきましては、当然、保留地を中心とした、その他の地権者も含めてですけれどもマッチングセミナーの対象としております。また、現道であります国道507号につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、これから開発する建物関係が少ないことから、空き家、空き店舗関係を中心にそのセミナーを開催したいということで予定しております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 そういうなかで非常に前向きな取組だと思います。今回の予算のなかでもいろいろ探して、たまたまその保留地処分を見つけたわけですが、この予定している企業と地権者のマッチングセミナー、当然地権者や周辺の住民、商工業関係、マッチングする相手側の企業も県内、当然町内、町外、県外と非常に多岐にわたるとおもうのですが、そういったなかで予算もかかるのではないかと想像されます。現在、一般会計含めて、マ

マッチングセミナー開催に向けた予算措置はどうなっているのかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。本議会のほうに上程しております一般会計27年度予算につきましては、現在そのセミナー関係についての予算は計上しておりません。そのマッチングセミナーにつきましては、当南風原町としても初めての取組であることから、まず商工会のご協力をいただいてそのセミナーを開催しまして、その状況によりまして一括交付金を活用、さらにまたステップアップしたセミナーと、またその地域の地権者の意向調査関係についても進める予定でございます、その進捗によってできましたら年度の途中で補正予算をお願いすることも考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 これまで本町は非常に交通の便が良いということで多くの企業に進出していただいているわけですが、企業側の論理で進出してくる場合と、またやはり地域住民や地域の商売をしている方々のニーズに合った、お互い納得した上での企業誘致というのが非常に求められるところだと思います。そういう部分では、ぜひとも予算がかかってもある程度の聞き取りやさまざまなやり方があると思いますので、そのところは地域のニーズ、そして本町の商業のバランス等も考慮した上でやっていただきたいと思います。素晴らしい取組だと評価しますので、また今後も進めていただければと思います。と、申し上げて1番を終わります。

次にいきたいと思います。町民に伝わる広報をというところです。平成26年度は、議会改選でありまして、新しい議会広報委員会でも去った2月2日から5日にかけて所管事務調査をさせていただきました。そのなかで鳥取県の大山町、北栄町、兵庫県太子町を訪問して議会広報をいかに充実させるか、また、議会報告会のあり方を学んでまいりました。前期の議会広報委員会では、所管事務調査で学んだことをすぐに実践して、より見やすく分かりやすい広報誌を目指してさまざまな工夫をしたことで、県町村議会議長会の議会広報コンクールでも最優秀をいただくことができました。また、町民からもアンケート等では評価を得ていると感じています。私たち議会も町民に伝わる広報を目指してこれからも努力をしていくわけですが、行政においても重要なツールである「広報はえばる」とともに学びを同じくして高め合っていければと考え質問いたします。1. さまざまな行政からのお知らせを「広報はえばる」で発信しております。「広報はえばる」は、どのくらい町民に読まれているか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、お答えいたします。広報誌は、毎月1万8,000部発行し、各自治会から各世帯へ配布していただいております。また、イオン南風原店、サンエー津嘉山シティ、丸大南風原店、ユニオン津嘉山店、沖縄第一病院等のスーパーや病院にも配布しており、自由に取れるようにしております。さらに町内金融機関各店でも待ち時間にお読みいただく来客用として数部送付しております。町のホームページ上でもPDF形式や電子ブック形式で公開をしており、広報2月号のアクセス数はそれぞれ432件と73件となっております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、ご紹介いただきました各大型店舗、量販店、病院、金融機関などへの配布は、非常に素晴らしい取組だとして議会広報もその町広報にならって前回からその配布を始めたところで、これも議員自ら持っていくというふうに取り組んでいるところです。これはまさに町広報の取組を議会広報も見習い、より多くの皆さんに読んでいただこうと取り組んだものだと思いますが、例えば議会だよりでは毎年、毎回ではありませんけれども、議会広報のアンケートだったり、今は一年に1回議会報告会がありますのでそういったなかのアンケートをとおしてさまざまな購読の状況、また評価などの調査を行っていると言えると思います。「広報はえばる」でこのような取組がなされているかどうかお知らせいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。アンケートでございますが、ちょっと時期は古いのですが、平成18年に南風原町の町の情報、行政情報をどのように知ることが多いですかというアンケートを取らせていただいております。そのなかで町の広報誌が92パーセントだと、その他は社協の広報、議会の広報誌ということでそれぞれ47パーセント、54パーセントということで、町の広報誌から情報を得ているというお答えが一番多かったという情報は得ております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 今お知らせいただいたとおり、町行政の情報を得ている人からはその大半が町広報誌から得ているとのことでした。そういう情報も非常に大事だと思いますが、たくさんの溢れている情報も読まれなければ伝わらないという裏返しにもなります。情

報量や特集、そうした部分を、例えば議会広報誌でいうと情報をたくさん載せたいところではございますが、要点を絞って掲載したり、また町民の声ですとか特集、ニュース、追跡記事企画記事、そういったさまざまな読まれる工夫を一生懸命しているところです。ですから、読まれているかについての調査など、当然それは全世帯やることは無理だと思いますが、ある程度の統計上必要な数ぐらいのアンケートなのか調査で数値的に何割くらい読まれているというそういったことも調査してみてもどうかと思いますが、いかがお考えでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。おっしゃるとおり、われわれ18年度に非常に大まかな町の情報の取り方というアンケートを行っておりますので、今後はやはり議員がおっしゃるように、こういった情報が欲しいのかとかそれも含めてアンケートの取り方も含めて、今後一つの検討課題としていただきます。それで実施に向けてどういった方法があるのか含めて研究してまいります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 なんとか実施に向けて研究していくとのことですので、次の質問も関連しますから次にいきたいと思います。2 番目に、先ほど議会誌も最優秀賞というようなことがありましたけれども、「広報はえばる」もそういったコンクールなどの公的な評価、そしてまた町民からのご意見はある意味好評であるとのこともありましたが、それ以外に町民からどのような評価があるのか、そういったものがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。各課からのお知らせ等、広報を見ての問い合わせをしてくださる方が多く、たくさんの方々に活用していただいていると感じております。また、南風原ニュースなどイベント等を写真付きで紹介している記事は特に好評をいただいております。広報担当者のみならず町立公民館などへも感想等が寄せられています。今後も見やすい、分かりやすい広報誌づくりに努めてまいります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。お問い合わせもあると、そういうなかでも好

評であるということでありましたが、公的な評価ということで、町民からそういうような意見があるという答弁だったと思います。私も、沖縄県町村議会議長のコンクールに代わるものがあるのかと思ってインターネットを調べてみると、全国広報コンクールというものがある、平成26年には沖縄県のウェブサイトですとか広報糸満の写真の部などが入賞しているのですね。このコンクールは、公益財団法人の主催でございますので、公的かどうかは別としても県内外でこのような評価があることは、非常に励みになると思いますが、本町がこういったものに出品したり、また今後検討したり、これに代わるものなどがあるのかどうか。そのへんはどう認識されているのかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほど全国のコンクールでの糸満市のお話でしたが、本町はこれもちょっと前の話なのですが平成12年度の沖縄県広報コンクール、これは県の広報協会が主催でございますが、そのコンクールで優秀賞は得ております。表彰を得たいがための広報づくりではないのですけれども、それぞれ読みやすい、親しんでいただける広報づくりを目指して、結果こういったことでも認めていただければと思いますので、これからもやはりいろいろ研究していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 今、部長からあった平成12年のこれは県レベルのもので、調べてみると県レベルのコンクールはだいぶ前になくなっていくのです。全国一本化したのかと見て取れるのですけれども、議会広報も昨年2月に町村議会の、念願の最優秀をいただきましていよいよ全国でもどういう入賞を狙おうかという意気込みで今回所管事務調査にも臨みました。全国上位の所、大山町はじめ北栄町、太子町と訪問して感じたことは、今まさに部長がおっしゃったようなコンクール入賞のための技術的な部分よりもいかに町民に伝えるかという姿勢に非常に共感しました。ぜひ私たちもそのように取り組みたいと思っております。「広報はえばる」でも町民からより高い評価を得るために、編集内容ですとかそういった部分でも今が良しとせず外からの評価ももらいながら改善を積み重ねるといった姿勢が私は必要ではないかと思っております。結果的には、私たちも全国上位を見に行ったら、入賞のためにやっていないよと、知らせるためにやっているのだよというような声があったわけです。それが結果として全国でも高い評価を得ているというかたちになっているので、そういったところでは今言ったように今後もさまざまな改革に取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほども答弁させていただきました。結果、表彰につながっていければと思います。町民に愛される、読みやすい、情報がいかにシンプルに伝わるかを目指して、また時代の流れもございますのでそのへんの流れにも乗り遅れないように、読者の皆さんの声も良いものはどんどん取り入れていけるような、今後は柔軟に対応したいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。柔軟に取り組んでいくとご答弁をいただきましたので、次に進みながら少し具体的に提言していきたいと思います。3 番として、さまざまな広報手段があると思います。先ほどの答弁のなかでもホームページ、ウェブを通した閲覧数でも約 500 件あるという情報もいただいて、非常に取組としては評価しますが、まずは答弁のなかにもあったとおり、情報の 92 パーセントが紙媒体です。紙媒体は、子どもたちからご老人まで一番馴染みやすい媒体であると考えます。ですから、お金はかかってもならないわけですね。そういうなかで「広報はえばる」はじめどのように伝わる広報に取り組むかというところで質問していきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 3 点目の質問にお答えします。まず、紙面をとおして読む広報が馴染みやすいというのがもちろんありますが、時代の変化や情報通信技術の進歩に伴い情報発信や取得の手段も多様化していることも事実であります。紙媒体、電子媒体などさまざまな情報を提供し、読者にとって最良の方法で情報を取得していただくことも重要だと考えています。現在、広報は紙媒体はもちろん、町のホームページでも公開しております。情報通信機器が普及した今、若者をはじめより多くの方にいつでもどこでも広報を読んでもらえるよう、スマートフォンアプリを利用した広報の通信ができるよう作業を進めており、それも利用可能となっております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。理解の仕方は一緒だと思います。紙媒体だけではなく電子媒体として、私も毎回、ホームページを活用いろいろな調べ物などさせていただいているので、ホームページのなかで公開していくこと、また新たにスマートフォンアプリを利用してとあります。このホームページでもスマートフォンでもそうですけれども、やはり元は結局しばらくの間は紙媒体なのですよね。どういうソフトを考えているかどうか

は別としても、ホームページの変更でない限りはその紙媒体を電子媒体にアップし直して、そのなかから閲覧するという仕組みが今主になっていると思います。そういう部分では、今やろうとしている取組を否定するものではありませんけれども、この「広報はえばる」の編集の中身について具体的に変更したり、もうちょっと見やすくしていく努力が必要ではないかと考えます。実は、鹿児島県の霧島市の秘書広報担当課長の有馬博明さんという方がいらっしゃるのですけれども、その方がこの広報誌の取組という講演をいただきまして、それを聞く機会がございました。これはホームページでも全て公開されていますので、詳しくは見ただけであればと思いますけれども、この「広報きりしま」はどのような調査内容か調べてはいませんが、市民の7割から8割の方が読んでいらっしゃるとおっしゃっていました。いかにそのなかで市民に読んでもらえるかどうかを徹底的に追求して、告知や報告に留まらず、例えば多彩な企画記事、これが2ページから9ページまで、前半のほとんどのところが企画の記事になっています。さらには市民参加、11ページでは高校のなかの駅伝部の紹介であったりそういった市民参加があります。また、特徴的なのはクーポン券や絵葉書などの付録、真ん中にこういった見開きで500円のパンク修理出張無料とかコーヒー半額とかこういったクーポン券が付けられていたり、読者の声もずっと見開きでこのようにページ数を割いて紹介されています。このように読者の声を紹介していただくと、またさらにその方にプレゼントが当たるとか多彩な仕掛けが溢れているわけですね。ぜひこれも、私たち議会広報でも見習いたいということで聞いたのですけれども、ぜひ「広報はえばる」もこのような、より読まれる仕掛けづくりなどそういったものも具体的にどういったことが必要なのか研究しながら改善を続けていただきたいと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。私も議員からの情報提供でこの「広報きりしま」を読ませていただきました。おっしゃるように、2ページからは霧島市は温泉地、観光地でもあることからトレッキングの情報とかタウン情報誌の風合いも備えているとは感じました。それから、特徴的なのは読者の声ですね。その欄もいろいろございます。本町は、今のところ趣を行政情報、それから地域の皆さんの活動、「はえばる日和」といまして観光協会のページですね、これも毎月設けさせていただいて情報の提供には努めております。おっしゃるように、他の自治体のこういったユニークな広報の作り方、これは霧島市独特な市の状況等もあると思います。それも大いに参考にさせてもらいながら、南風原に合った、南風原独特な広報づくりとは何かというのも非常に大きな課題にはなるとは思いますが、先ほども触れましたように常に停滞せず、ニーズに対応していけるように広報づくりに取り組んでいきたいと考えます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今申し上げた例も、議会広報自身でもこれから提案しながら改善に取り組みたいというところで申し上げました。ですから、一緒になってより改善していけるよう取り組んでいければと申し上げて次にいきたいと思えます。

3 点目であります。どこよりも子育てしやすい町へということで、本町は年々集合住宅の増加に伴い子育て世帯も多くなっているように感じます。少子高齢化に向かう現状において、若い世帯がより働きやすく、子どもを産み育てやすい環境がますます重要になっていくことは周知のとおりであり、これまでも本町は他市町村に勝るとも劣らない施策を展開してきていると評価しますが、国の制度も大きく変わるといことで次のとおり質問いたします。1 つ目です。今年の 4 月から新たな子ども・子育て支援新制度により保育園、幼稚園、学童保育が変わります。まず、利用者のメリットを生むこと、そしてまた伝えることが必要になると思えますが、どのように取り組むかお答えいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。来月の 4 月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートいたします。それに向けて、町子ども・子育て会議では向こう 5 年間の事業計画を取りまとめているところであります。そのなかで各方策としては、保育所の改築、分園、認可外の認可化、小規模保育等をどの程度どの時期に行うかについて最終作業を進めているところです。今後、答申を受け、庁内で調整を行い、計画が整った時点で利用者への周知を行ってまいります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。町子ども・子育て会議のなかで計画をさまざまに揉んで、これから答申をし、そして計画を皆さんにお知らせしていくとのことであり、これからのことだと思えますので、それに付け加えてご提案ですけれども、このなかでやはり新制度のなかで利用者のメリットをどう作り出していくか、また、その新制度によってこういったことができるようになる、でもそのなかで実際に町が今年取り組むこと、今年中期的に取り組むこと、長期的に取り組むこと、そういったことが明確に示されていく必要があると思えます。例えば、幼稚園のことで言えば新年度予算から 4 歳児保育に向けての準備が始まっています。預かり保育は、先行して実施をしています。そういったなかで 3 歳児保育についてこれから検討するのか、どう考えるのか示していく。また、認定こども園については、今予定がないと思えますけれども、今後こういった方向で調整をしていくのか。また、公立保育園、認可園については、今ご答弁でありましたように改善をしたり分園をしたり、認可化を進めたりそういったことがあると思えますが、より分かりやすく説明してい

く。制度は4月から始まるわけですから、そういったことが求められるわけですが、これがいつごろ示される予定なのか。分かりやすいようには作って欲しいのですが、これによってメリットを受ける方々に遅滞がないよう進めていくこともまた一つの考え方だと思いますので、取り組むべき内容が多岐にわたりますけれども、この子ども・子育て会議の内容や分析結果、またそれによる子ども・子育て支援事業計画がどう示されるのかは今求められているところだと思いますが、そのへんの計画、時期などについて決まっていれば教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず子ども・子育て会議は、来週の月曜日が第8回で最後の会議でございます。そこで答申を受けるわけですが、この計画は5年ですので、平成27年から平成31年までの計画になります。しかし、これについては国・県からの方針で平成29年の末までに進めるよううたわれています。そういうことで、その施策として保育園の分園、あるいは事業所内の保育、これについては既に前倒しでやっております。それ以外に改築や小規模保育事業の箇所を増やしていくということでやっております。そのなかに認定こども園はどうですかとのことですが、この認定こども園については平成10年あたりから国は進めていたのですが、なかなか全国でも進まないということで、今回の5年計画には入ってございません。そして、平成29年末をゼロにするのですが、今回作った計画の進捗状況あたりで3年後の平成29年度以内でこの計画の見直しもやっていくというかたちで、取り敢えず計画は5年ですが平成29年度には再度見直しも予定しております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時50分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 金城宏伸君 答弁漏れですので、再度答弁します。答申が来週あるわけですので、今年の3月末で計画書が完成します。ですから、4月以降、広報やあるいは計画書は議員に当然お配りしますがそれ以外の保護者等町民には広報やホームページあたりで周知をしていきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 計画については、答申を受けて速やかに4月ごろを予定しているとの答弁だったと思いますが、子育て会議の内容等もちょうくちよく委員会等のなかで報告をい

いただきました。そのなかではさまざまな議論の積み上げですとか調査、現場のいろんなことがあると思います。そういったものもぜひ議会、町民にもどう知らせるかだと思いますが、ぜひともその積み上げた部分も見える形でお示しいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。3月いっぱいまで答申を受けて計画が作成されるわけですので、おおまかな部分はできています。あとは年度ごとにどういう施設の確保策、どこにはめていくか、取り敢えず計画をしております。ですから、来週には会議も終わって答申も受けますので、それが終わった時点でぜひ皆さん、町民に対して、特に保護者に対して関係する保護者に対して早めに周知をしたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ぜひ分かりやすいようにお知らせいただければと思います。2番に移りますが、この新制度は、利用者にとって一番メリットになる部分というのは、これまで以上に多様な選択肢があることです。子育てをしていく場合に、保育園なのか、一時保育なのか、家庭的保育なのかとさまざまな選択肢と、そしてまたそのためにもどの制度が自分の教育・保育の環境に適しているかというような分かりやすい制度利用を促す必要があると思います。そのためにはいかにそのサービスを提供する側を増やしていくのか、また、充実させていくのが必要だと思いますが、それについてどのように取り組んでいくかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。今回の新制度において一番のメリットは、ご指摘のとおり多様な選択肢と分かりやすい制度利用だと認識しております。町としては、事業計画を策定したあと、その計画に沿って保育所等の整備を行い幼稚園を含めた保育環境の充実を図ってまいります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、副町長の答弁にあったように、その選択肢を作るために、計画前ですけれども前倒しでも予算もしっかり取り組んでいただいているところです。そこにはこの新制度のなかのキーポイントですけれども、量の見込み、つま

り待機児童がいるかいないかというところが非常に必要になりますので、この制度ではその量の見込みに差がある場合は必ず事前に提示をしてそれを受けられるようにしなさいというような趣旨だと思います。これについて、制度のなかでどのような条文になるのか分かりませんが、市町村の提供義務みたいところはどのようになるのか教えていただきたい。例を挙げると、今回、4歳児の幼稚園に向けて増園・増築をしていますけれども、例えば平成29年の3年後までに量の見込みを改善するというような大きな目標があるなかで、3歳児幼稚園をすぐに利用したい場合は町の都合で拒否をしたり待っていただいたりすることができるのか。要するに、この量の見込みを改善しなさいというものにどこまで市町村の拘束力があるのか。そういったところを教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは、質問の前段の部分にお答えします。まず、保育の量の見込みを平成26年3月のアンケートで確認してございます。数字で言いますと1,872名。現在、認可保育園として預かっているのが1,400名あまりでして、実際、おおむね600名ぐらい足りません。そのなかで本当に保育に欠ける人、保育の必要な人という64時間以上働いているものを計算しますと、381名ぐらいになるだろうと。そのうち4歳児保育が120名の7割ということで84名ですか。それを引きますと318名ぐらいでしょうねということで今計算しています。この318名で、例えば今、認可の弾力化でやっている人たちの人数を引くとか、あるいは分園を引きまして、認可保育園のできる部分がまずあります。それ以外に小規模保育など、それについても今、認可外保育園で受け入れしている人たちにぜひ協力してもらって、その部分で人数を確保していきたいということでおおむね318名を、現在の数字で平成29年度末には340名ぐらい、人口増もありますのでそれぐらいは対応していきたいということです。これで足りなければ現在の保育所、既存の定員定数を若干伸ばすということで調整していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 幼稚園についてお答えをいたします。これまで、条例改正、それから予算審議等で5歳児保育の対象から保育室を増築して4歳児を対応していくという平成27年度の予算計上をして、4歳児と5歳児の受け入れをしていくというようなことでございます。

それから、ご質問の3歳児が幼稚園を利用した場合は、町として拒むことができるかでございますが、それにつきましては施設等が対応可能ではございませんので、今のところと言いますか4歳、5歳の対応になります。そのときは私立の幼稚園にお願いをして配置するというようなかたちになります。義務的にそれを受けるかたちは発生しないと捉えており

ます。私立幼稚園には、私立幼稚園奨励補助金等も補助をしておりますのでそのへんで対応してもらおうという考え方をっております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 分かり難かったので聞き方を変えます。例えば今、幼稚園に絞って聞きますが、施設上、今対応ができないので私立にお願いするというようなご答弁だったと思いますが、要するに制度的に義務ですか、目標ですか、それとも時限措置みたいなものがあるのかどちらなのかを教えてくださいたいのです。私の予想した答弁でいくと、例えば幼稚園に 3 歳児を入れるためには 1 号認定というものを出しますもので、その 1 号認定は町が判断しますよね。そのなかで 1 号認定を出さないというようなことであれば法的にも何とかそれは回避できると思うのですけれども、公的機関がやはりその利用者が求めたときに拒む根拠としてはどう説明するのかといったところで薄いのではないかと思うのですが、もう少しそのへんを考慮してご答弁いただければと思います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまのご質問ですけれども、幼稚園においての 3 歳児保育につきましては、4 月からの新制度に移行するということで 3 歳児が幼稚園でも義務になるというようなことではないと認識しております。ただし、町内のあらゆる施設、資源を活用して子ども・子育て支援しなさいというような、幼稚園で受け入れることができませんから皆さん方のことは分かりませんよということではなくて、あらゆる手立てを考えなさいというのがこの法律の趣旨でございます。町としましては、保育所の所管と協力しながら、ではこの子たちをどうしていくかというような部分を当然明確にして計画の見直しとかそういったことが出てくるのかと思っております。学校教育法では幼稚園の対象児と言いますか、3 歳児から 5 歳までは入所できることになっているものですから、ではそれは義務かといったら必ずしもそうではないと、やはり南風原町としましては 5 歳、4 歳までの物理的な整理しか現段階できませんので、それに対応できるような受け入れしかできないというようなことでございます。現段階では 3 歳児までは義務ではないという認識を持っているということでご理解をお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 私が申し上げているのは、このサービスを受けようとする方々というのは、待っているからそういうサービスを受けようとするわけですよ。今でも待機している皆さんはそういうことになると思うのですけれども、やはり、受けたいけれども受けら

れない方が、新しい制度になってどうやって自分にとって使えるサービスをもたらえるのかを考えるので、よほど説明責任が問われるというところで納得のいく説明をして欲しいという趣旨で申し上げます。私ももう少し調査研究を進めていきたいと思えます。どちらにせよこの新制度を充実させるには、今回予算措置にもあります事業所内保育のように提供側をいかに増やすかが重要だと思えます。認可園や認可外保育園、既存学童にしっかりと理解していただき、活用し得る制度利用を促す必要があると思えますがどのように取り組んでいるか。また、これからどのように取り組むか。重複するかも知れませんが、もう一度お答えいただければと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。子ども・子育ての新法のなかでは、保育に必要な方、おおむね64時間以上の方は受け入れを拒めないことが前提です。ですから、先ほど幼稚園関係の1号、こちらで言うと3歳児は2号になりますので、2号で64時間を超えている方については受け入れが義務になります。ですから、それに向けていろいろな、今ある所の定員増、分園あるいは小規模保育等を充実して受け入れを多様にするということで考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 先ほどの答弁の補足みたいなことでありましたけれども、提供側をどうやって増やすかという視点で、先ほどの私の質問は既存の保育園の皆さんとか学童の皆さんにどうお知らせしますかということです。併せていきますけれども、今回、予定にはありませんが家庭的保育ですとか小規模保育、また学童においては新設等も考えられます。そういった場合は、既存の皆さんだけではなくどうやって新しく取り組んでいただく個人や法人へ知らせていくか、そういったことが必要だと思えますが、既存の皆さんと併せてこれから取り組もうという皆さんへどうやって知らせていくかお答えいただければと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず学童について、新年度予算でもご説明していますが、新たに2カ所増える予定です。翔南校区と南風原校区ですが、そこで定員20名の2カ所ですね。そういうことで、学童クラブの協議会あるいは小規模保育や家庭内については認可外の園長会等、去年も年3回ぐらいもって、糸満市のほうで去年からそういう所を見学して、施設等は見えています。あとは財政的な保育料とか、それがまだ分からないということ

でなかなか手を挙げてもらえないということですので、そのへんを子育て会議でやっている計画書、支援計画ができたあとに町の方針を伝えながらどういう支援ができるかも含めて今後、今ある認可外保育園あるいは新たに手を挙げる所があるかどうかはまだ聞こえませんので、そのほうにも町のこの計画書の趣旨を知らせることによって調整が今後出てくるかと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 計画、全体図が示されないなかで質問を繰り返すのも時期尚早かと思う部分もありますが、制度は4月から始まりますので、ぜひとも周知に取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。これまで答弁もあったとおり、これから示される計画でございますけれども、一番、待っている町民にとっては待機児童、待機学童が町として何年度までに解決するのか、そのことが一番気になる場所だと思いますのでお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えいたします。今ご指摘ありました待機児童解消、これは本町の非常に重要な課題であります。そこで4月から始まる子ども・子育て新制度においては、待機児童解消に向けて5年間の事業計画を策定することが義務付けられています。また、国の方針により平成29年度までに待機児童をなくするということとしておりますので、町としても平成27年度を初年度として平成29年度までに待機児童を解消してまいりたいと思います。併せて待機学童解消にも取り組んでまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 平成29年度までに解消に向けていくと、そういった計画が示されて、計画もしっかり分析をしていきたいと思います。そのなかで待機している児童・学童ですけれども、そこに優先すべき事由があるとしても、認可園、公立園、そして認可外園、また認可外園にも入れない子どもたち、そういった部分では補助額も違いますし環境も違う。特に優先すべき理由があるとしても、そういった方々はある意味不利益を受けているとも考えられると思います。そのような認識をお持ちかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まずご質問の認可園、認可外園に入っていない児

童がいるかというのも把握したことがございませんが、もしあれば不利益になっていることだと思います。これも今度の新制度で保育を必要とする児童については、不利益にならないように当然、施設の確保をしていくというのが趣旨でございます。学童についても待機学童がいるかについて把握しておりません。今のところ学童については定員というのがございませんので、幅広く取れますので、部分的にあっても待機学童というのは基本的にはないかと今のところ考えています。ところが、定員数も決まってくるのでそれに合わせて、5年まではこの定員数がまだ緩やかにできますから5年後には学童の人数を把握して、今までは幼稚園もありましたけれども今後は1年から6年までということで対象も違いますので、それに合わせて計画を進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 これは町の方針とか町の施策にだけ原因するものではないと当然理解しますけれども、結果的に町民の皆さんにぜひともその差がないようにやっていただきたい。今回、代替措置ではありますけれども、町外の認可外に通う皆さんへの直接補助なども検討して予算化されるというところで、このような差を埋めるような作業がこれからも必要になってくると思いますが、そのような考えでいいかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 議員がおっしゃるとおり、平成27年4月から町外の認可外にいる方にも月1,500円の助成をしていきたいと。質問にはなかったのですが、事業所内保育もよいサマリア人保育園が認定をもらったのですが、情報によると南部徳州会病院や豊見城中央病院にも南風原町の方がいるということで情報が来ていますので報告しておきます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 そういったなかで保育園ですとかそういった多くの民営施設でやっています。公立保育園は1カ所しかないですね。そういったなかで保育や学童は、多くが民設、民営であります。公設、民営ですとかそういった交渉がもっと積極的にできるような事例はないのか。また、この制度のなかでは公的施設の利用促進などがうたわれているのですけれども、翔南学童が今利用しているような公的施設の利用促進をやっていく考えはないかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 公設民営ということで、今、翔南学童が 1 カ所ございます。これについては、空き教室が当分あるということで許可し、毎年更新で認定しているところですが、これについても学校で安心・安全ということで良いことなのですが、なかなか学校施設の空き教室があるかなしかで決まってくるので、できるだけ民間で今やっていますのでそれを進めていきたいと今のところ考えております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。学童については、公設民営が県内で何カ所かありまして、那覇市が 4 カ所、豊見城市が 2 カ所、公設民営の指定管理者制度で運営していることを確認しています。県内でも何カ所か公設民営が保育所関係でございます。南風原町については、基本的に公設民営について今後検討していくということで、今のところは既存の認可や認可外を利用していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 では、公設民営、公的施設も今後も検討していただくようお願いして終わります。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。14番 金城好春議員。

〔金城好春議員 登壇〕

○14番 金城好春君 南星中学校の環境整備を問うということでお伺いします。（1）南星中学校のテニスコートの東側に設置されているフェンスが腐食によって倒壊して危険である。早急に改善できないか。

2 番目に、火災警報器設置の推進をということでお伺いします。（1）一括交付金で火災警報器を購入し、未設置世帯に取り付けることはできないか。

3 番目に、農産物の販売促進についてお伺いします。（1）農産物を詰める袋や箱等に南

風原町のキャラクター「はえるん」のシールやチラシ等を貼り付けて販売促進に寄与することはできないか。(2) スターフルーツ(ゴレイシ)の拠点産地として県から認定を受けた。販路拡大やPRのためにキャラクターを誕生させることはできないか。

4番目に、下水道整備についてお伺いします。(1) 津嘉山区全域の月移動整備計画はどうなっているか。(2) 津嘉山区域内392番地付近から407番地付近までの町道で下水道(雨水)工事、津嘉山第3雨水幹線布設工事(25-15)が行われている。通告書を出した時には、まだ看板が立っていましたが、今現在は工事は終わっております。この工事は雨水だけの下水道なのか。生活排水もすべて流せる下水道となるのかお伺いします。(3) 津嘉山北土地区画整理事業区域内の国道507号津嘉山バイパスより南側の住宅は、下水道が未整備と聞いた。下水道整備は何年度を予定しているのかお伺いしたいと思います。以上4点、よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 金城好春議員の質問事項1番、南星中学校のテニスコートに関するご質問にお答えいたします。南星中学校テニスコートの東側フェンスに腐食があり、現場を確認しましたところ部分的に倒れている箇所もございます。そういうことで一時的に現計の予算で対応できる範囲につきまして、取り敢えず早急に対応してまいりたい。抜本的な部分につきましては、またあと時間と予算等がかかるかも知れませんが、そのように対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目、火災報知器設置についてお答えします。消防法の改正により平成18年6月以降の新築住宅については、火災警報器の設置が義務化されています。町内の県営団地、第一団地、第二団地については、沖縄県が既に設置しております。また、字宮城や大名においては、自治会で一括購入し全世帯に設置済であります。一括交付金が個人への給付はできないことや既に設置された地域との均衡等、町民全体の公平性から考慮すると、火災警報器を町が購入し設置をすることは難しいと考えています。

3点目の農産物の販売促進を問う(1)についてお答えします。イメージキャラクター「はえるん」等利用については、現在84件の利用の許可がなされており、うち6件が農産物やお菓子など販売促進用に申請があり活用されております。町としても販売促進やイメージアップを図るために、「はえるん」キャラクターの使用を歓迎しております。今後も使用希望の方には、データの提供などを行っていききたいと思います。(2)についてお答えします。平成25年度から売り出した本町のゆるキャラ「はえるん」の名前も定着、認知度や知名度も上がりつつあることから、スターフルーツについても「はえるん」の知名度を活用し販路拡

大やPR活動を行っていきたいと考えております。

4点目の下水道整備を問う(1)についてお答えします。津嘉山地区の下水道整備については、津嘉山北土地区画整理事業区域内を中心に整備を行っています。現在、未整備となっている津嘉山バイパス南側の既存集落地区の下水道整備計画としては、地形的に県道128号線を中心に北側、南側が高く、東西では東側の出荷場付近から西側の長堂川に向け低い形状となっていることから、下流側に位置する道側から順次整備を進めていく計画となっています。まず平成27年度より下流側の津嘉山自動車学校付近の県道128号線の幹線から整備を進めてまいります。(2)についてお答えします。今回の工事は、雨水のみを処理する工事となっており、生活排水を流すことができない施設となっております。(3)についてお答えします。土地区画整理区域内のバイパス南側においては、地形的にバイパス側が高く、県道128号線近くが低い形状となっていることから、下流側の県道128号線より本部公園線上に下水道管を布設することで汚水処理が可能となります。県道128号線の汚水整備については、津嘉山中央線街路付近までを平成27年度から平成29年までを見込んでおります。また、本部公園線については、一部、区画整理の未整備箇所を除き、平成29年度までに県道128号線の工事の時期と併せて整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 再質問いたします。1番目のフェンスの件ですが、ありがとうございます。向こうを見回って見ましたら、フェンスがある所、東側にかすりロードが通っているのですが、そことの段差が3メートルから4メートル近くあるのですね。ボール拾いで向こうへ行ったら落下する危険があるということで、これを取り上げました。早急の整備を要望をして終わります。よろしく願いいたします。

2番目なのですが、東部消防組合議員でありまして、この前の議会で設置率の答弁がありました。南風原町も町内の設置率をご存知かどうか、お伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。各戸別の設置数等については、調査しておりません。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 ぜひ調査していただいて、未設置の世帯をいかに設置させるか、設置率を高めるかについては東部消防でも職員と消防団員一緒になって普及活動にがんばって

いることも聞いております。消防署だけではなくて、町でもいろんな方策があると思いますのでこの普及率を高めるために町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 制度が改正されて義務付けになったのが平成18年でございますので、それ以降、町の広報誌でこういった消防法の改正によって設置が義務付けられましたということで設置を促すお知らせはこれまで何回か取り組んでおります。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 各種団体など何らかの会合のときにこの設置をお願いして、皆さんの隣近所に設置されているか確認して設置するよう呼びかけてくださいとか、それと防災無線がありますが、毎日夕方になると北丘小の児童の声でごみの分別を徹底しましょうというものが流れてきますけれども、それを季節ごとに警報器の設置についても流す考えはないか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 各種団体の皆さんの集まり等でのお知らせということなのですが、区長会等で区長、自治会長からのほうが一番、各住民へのつながりが直接的かと思ますので、区長会においてそれも議題に取り上げていくのもいいと考えています。

それから、防災行政無線に関してなのですが、ごみは日々、週2回、可燃ごみを出しております。こういったお知らせが防災行政無線の活用として適しているのかも含めて検討させていただきます。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 ぜひ検討していただきたいと思います。2番目も終わります。3番目に移ります。「はえるん」の使用なのですが、野菜等は数がものすごく多いわけです。毎日出荷する人もいらっしゃるわけです。今、利用している方々は、シールを自分で作って活用なさっているのか。あるいは、役場が作ったシールがあるのかを伺いたしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。南風原町のゆるキャラ「はえるん」で

すけれども、先ほども答弁がありましたけれども84件の利用許可が出されておまして、うち6件が農産物やお菓子関係で利用されております。こちらは町がシール関係を作って配布しているということではなく、許可申請に伴って、その許可を受けた業者がおのおのシールなどキャラの利用を行っているということとなっております。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 分かりました。南風原町の特産、カボチャ、それからスターフルーツ、箱詰めをするときに、特にストレリチアは沖縄一ということで箱にスタンプを押すとか、それからチラシとか、これは特産品ということで町が製作することができるのか。もう一度、お伺いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町の特産品でありますカボチャとかいろいろな農産物関係、ヘチマもございますし、そういったものにつきまして町でその作成をいたしましてその使用を促すという計画は今現在ございません。私どもとしましては、「はえるん」が最近かなり人気度を上げておまして、そのPRの促進にも効果があるのではないかと考えておまして、現在同様に使用につきましてその制限は特に設けておりません。逆にどんどん使っていただくよう推奨するような状況でありますので、今後もそのように進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 分かりました。次に、スターフルーツのキャラクターということなのですが、まず南風原町には「はえるん」がいますね。それとまた、その側に兄弟みたいな各ヘチマ、にんじん、トマト、いろんな種類の野菜がありますが、あれはキャラクターではないのですか。あの仲間にこの新しいスターフルーツのキャラクターを作って入れてくれという話なのです。あれは「はえるん」の仲間たちと言うのでしょうか。それはいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今現在は、「はえるん」を中心としました、あとは残り南風原町の特産的な農産物関係のキャラクターがございます。スターフルーツの拠点産地の認定を受けたことから、PR関係につきまして「はえるん」の仲間たちとして誕生に向けては、また果樹生産部会の方々とも協議調整しながら今後検討させていただきます。

きたいと考えております。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 ぜひ誕生できることを祈っております。よろしく検討をお願いします。次に、下水道関係について再質問をいたします。既存の集落ということではなくて、新しく区画整理区域内、今までのお家を潰して新築をした住宅もどんどん出来上がってきています。その新しい住宅も下水道配管がなされていなくて、従来どおり浄化槽を購入して設置して、ここに流している状態ということなのですね。せっかく住みよいまちづくりということで区画整理事業をやっているわけなのですが、この下水道事業だけが遅れていると聞いております。そういうことで、早めの下水道整備を要請しているわけです。それで、下流側から順次、自動車学校の隣から、あるいは津嘉山十字路から、また本部公園へつなぐ、布設することなののですが、一気に大きな本管を津嘉山、下流側から、向こうは1班だとお聞きしていますけれども、東側、津嘉山保育園のほうまで布設する考えがあるかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。こちらの区画整理区域内で整備がなされているところで下水道の管路がまだ埋設されていない箇所がございます。」下水道については、地形的なことがありますして、区画整理の整理に伴って管路の整備ができないところがどうしても出てきております。そこが未設となっておりますが、津嘉山十字路に抜ける力所につきましては、すでに布設が済んでおりますが、それに類するところについては早めの供用開始を現在予定しております。津嘉山区の十字路から本部に抜ける県道128号線に地形的に取れる箇所につきましては、先ほども答弁しております平成27年度から平成29年度にかけて整備を行いこちらに取り込むと、その津嘉山中央線街路の一带、さらに上流側に向けても随時整備をしながら、既存の集落内に下水道の整備も継続して進めていきたいという計画で考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 下水道工事が予定上、平成29年度までに示された場所まで接続できるように努力していただいて、早めに下水道整備が完了するよう要望して終わりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午後 1 時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。1 番 知念富信議員。

〔知念富信議員 登壇〕

○1 番 知念富信君 では、通告書にしたがいまして 3 点質問をしたいと思います。1 番目に、畑地かんがい排水の安定供給をとということでございます。（1）宮平、喜屋武地区の畑地かんがい排水の断水の原因は何か。（2）畑地かんがい排水管が老朽化していると思われるがどうか。（3）町内の水利組合が管理している農業用水の水質は、適正に管理されているか。

2 番。黄金森公園の駐車場確保をとということで（1）陸上競技場の競技大会等には駐車場が不足している。今の状況をどう考えているか。（2）南風原小学校、中学校を駐車場としての使用は、運動場管理に不相当である。整備費もない。今の状況をどう思うか。（3）高架橋下の公園を駐車場併用で活用できないか。

3 番。南風原バイパスの早期完了をとということで、（1）新川区から北丘ハイツ区間の工事が着手しない原因はなにか。（2）与那原バイパスは、平成30年度に暫定 2 車線を開通予定とのこと。付属する町内路線の交通対策、南風原バイパスの工期短縮を要請すべきではないか。（3）北丘ハイツ周辺は、防犯灯が少なく歩行者に支障がある。改善できないか。以上 3 点であります。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の 1 点、畑地かんがい排水安全供給を（1）についてお答えします。ご質問の箇所は、町道 3 号線にかかる県工事の平原橋の工事箇所において、かんがい排水管の継手部分が抜けたことが断水の原因でありました。すでに復旧も 1 週間ほど期間を要しましたが終えております。（2）についてお答えします。宮平、喜屋武地区のかんがい排水は、平成 8 年度に整備されており、18年が経過しておりますがまだ老朽化している状況ではないと考えております。他の地区においては、神里地区が23年の経過、宮城地区で29年の経過で再整備を行っております。（3）についてお答えします。町内の水利組合が管理している農業用水については、毎年、南風原ダムや山川地区の溜池の水質検査が実施されており、適切に管理されていることを確認しております。

質問事項の 2 点目。黄金森公園の駐車場確保の（1）についてお答えします。現在、黄金森公園の駐車場の状況は、中央部分97台、入り口側49台、計146台となっています。今後整備を進める喜屋武土地改良区側の駐車場に36台で、合計182台となります。また、桁下の駐車場

28台を合わせますと、210台となります。ご指摘の大会等の場合には、駐車場が不足していることから、駐車場の拡大が可能かどうか今後検討してまいりたいと思います。(2)についてお答えします。町の大きなイベントや祭りなどの場合、小中学校の運動場を駐車場として使用していますが、町内の公共施設においては限られた駐車場スペースであることから、やむを得ない状況であると考えています。使用後は、重機での整地作業や運動場内外においてラインの復旧や塵拾いなど復旧作業等を行っております。(3)についてであります。花水緑の大回廊公園においては、黄金森公園に近いパークゴルフ場の駐車場を大会や祭り等で指定駐車場として活用しております。

質問事項 3 点目、南風原バイパスの早期完了を(1)についてお答えします。ご質問の新川区から北丘ハイツ間の区間ができないことについては、着手の条件として国場川流末までの排水路整備を先行させる必要があります。しかし、排水路部分の用地取得が難航していることから、排水路整備ができず現在工事の着手ができない旨、南部国道事務所より説明を受けております。(2)についてです。与那原バイパスの平成30年度暫定 2 車線開通予定につきましては、与那原町字与那原から町の与那覇間、国道329号から県道240号線の延長1.7キロ区間となっています。暫定供用を受けて付随する町内路線の交通対策についても支障がないように南部国道事務所と協議を進めてまいります。南風原バイパスの工期短縮については、与那原・南風原バイパスに関する調整会議において要請をしてまいります。(3)についてお答えします。北丘ハイツ周辺の防犯灯について歩行者に支障があるようであれば、町民への治安維持を図る目的で字または自治会に対し補助金を交付する制度、町の防犯灯設置・修繕補助金交付規定がありますので、同制度の活用をしていただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 宮平、喜屋武地区の畑地かんがい排水の断水はなにかということ質問をいたしましたけれども、継手部分が抜けたことが原因だと答弁をいただきました。これは工事施工中とのことでもありますけれども、施設の管が抜けたのはどういうことが原因だったのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。国場川河川整備に伴いまして、平原橋の拡大工事をする現場において、仮設の土留めの矢板に若干動きが生じまして、それに伴いかんがい排水の継手部分が抜けたことから水が漏れて断水に至ったという経緯を、直接施工する業者から説明を受けております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 このジョイント部分が外れたということであれば、修繕も当日でできない状況の原因であったわけですね。そうしたら、この部品を注文となった場合には、仮設で復旧する方法もあると思うのだけれども、1週間もほったらかして止める事態は出荷する野菜に毎日水はかけなければいけない状況でありますので、それを1週間も放置しているのは、生産者の方を思ってやったのかそのあたり大いに疑問です。その部分が業者ではできないということでしたら、その間、管は仮設でもできますよね。そのあたりもできなかったということについて、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。工事が起因でジョイント部分が破損したことによる断水ということで、またそのジョイント部分の部品が県内にないということで、空輸で取り寄せて復旧するまでに1週間ほどかかったということになっております。その間、ずっと断水はしておりますけれども、水利組合に説明をいたしまして、タンクをトラックに設置をしまして、それによって希望者に畑の水まき等を行いまして、実質15農家に水を供給しており、その1週間程度の断水の期間に特に水のために農家に被害が生じたということは出ておりません。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 断水した期間において15の農家の方々には水を入れたということなのですが、断水の原因が分からない人も結構いたと思うのです。そういう方々のために、町はどういう感じで断水の周知をしましたか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 その件につきましては、町の広報車を使いましてその地域に広報を流し農家の方々への水の必要性がありましたら連絡をとということで行っております。また、喜屋武・宮平の水利組合のほうにもその旨連絡をしております、その後、復旧したあとの聞き取りでも大きな支障はないとのことでありました。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 行政としてはないと思っておりますが、やはりそれだけの面

積、喜屋武、宮平の地域というのは相当の面積ありますよね。町の放送を聞いていない方がいたかも知れません。水が止まった原因が分からない方が結構いらっしやったと思うのです。そこに15農家の方が水の供給を受けたという説明はありますけれども、まだまだ支障があったところはたくさんあったと思うのです。私が言いたいのは、1週間も止めている状況行政が業者にもっと早く復旧できなかつたのかどうかそれもやる必要があるし、農家にしても15農家はお願いしたかも知れませんが野菜などは絶えず水かけが必要ですし、水が必要なところはたくさんありますので、そのあたりは皆我慢しているところがあったと思うのです。そのあたり、遅れているところがあるのではないかと私は思って質問をしたものです。肝に銘じて周知を図られるようお願いいたします。1番は、これで終わりたいと思います。

2番の問題です。畑地かんがい排水管は老朽化していると思いますかということで質問をいたしましたところ、神里区が23年の経過、宮城地区で29年の経過で整備をしているとありました。宮平・喜屋武は18年、今年で19年になりますが、この老朽化に対して、目安として町はだいたい何年ぐらいを想定していますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。施工年度によりまして実質その際整備の期間は異なっております。神里地区が23年の経過というのは、南風原町で最初にかんがい排水が整備されたのが昭和50年の初めごろとなっていることから、当時はかなり継ぎ手部分で鋳鉄製の錆びる材質が使われておりまして、そういった兼ね合いから老朽化する時期が早かつたのではないかと考えております。近年、昭和の後半から平成にかけて整備されたところにつきましては、大半が腐食のあまりない塩ビ関係が使用されたことから、耐用年数は年々延びているものと考えております。今現在、整備中であります山川地区につきましても、事業完了年度で押さえますと約29年を経過することになります。宮城含めて山川地区と同年数となっていることから29年前後ぐらいを一つの目安としていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。では、宮平・喜屋武地区においてもあと10年前後には整備をするという予定になるわけですよね。そのためには2年、3年前から計画を立てて、着工が10年となりますので、その計画性から予算を立ててそれから実行するまで年月がたちますので3年ぐらい前から再整備における計画は立てなければいけませんよね。工程としてはそのようになりますよね。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。だいたいその程度の年数が必要ではないかと考えます。計画を立ててから事業の採択までがおおむねその期間がかかるのと、また町においても 3 年単位で実施計画を行っておりますので、それも考えますと当面 3 年程度前からは準備段階に入ろうかと思えます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 どうもありがとうございました。ひとつ、よろしく申し上げます。3 番にいきたいと思えます。町の水利組合が管理している農業用水の水質は適正に管理されているかの質問に対しまして、南風原ダム、山川地区の検査は毎年適正に管理されていますとの回答をいただきました。その水質検査は、年何回行われているか、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。各水利組合とも年 1 回、その水質検査を行っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 年 1 回との回答をいただきました。ファーマーズマーケットが 4 月にオープンしますけれども、南風原町内の生産農家にとって水は重要でありまして、そのなかで水質検査は非常に重要な部分だと思うのです。そこで年 1 回の水質検査でいいのかどうか、そのあたりはよく分かりません。前に南風原ダムが夏場に水位が下がって、放水するとき結構臭いが強い場合があるのです。その時、この水質は本当に大丈夫かと思うところがありまして、どの時期に検査をしているか分かりませんが、その夏場水位が下がるときには水も結構汚れていると思えますし疑問点が多いものですから、南風原ダムからの取水口はどのあたりであるか分かるのであれば答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えします。水質調査につきましては、町で行っているわけではなく、水利組合で行っておりまして、その水質調査は専門に委託をしている状況であります。どのポイントでサンプリングしているのかについて、そこまで把握していない状況であります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 これも大変重要なことであります。農家の皆さん方は、この水は安全だということで水をかけていますし、私たちも安全安心だと思っております。委託ではあると思いますが、行政のほうから強く指導して欲しいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

2 番にきたいと思えます。陸上競技場の競技大会に駐車場が不足していることです。このあいだ名古屋グランパスが黄金森陸上競技場でキャンプを行いましたけれども、その休日の日の練習試合には5,000名ぐらいの参加があったということです。そのときには、小学校、中学校を臨時駐車場として提供しておりますけれども、ちょっとしたイベントや町内の大会においては駐車場が足りない状況で、周辺の農家の方々に迷惑をかけている状態です。喜屋武の土地改良区に整備いたしますけれども、そこの36台、桁下の駐車場合わせて210台と回答をいただいておりますが、行政としては駐車場拡大を検討とあります。行政のほうでは総数で何台ぐらい確保したいと思っておりますか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 駐車場の拡幅計画は、実質的に進められる状況ではございませんので、目安的に何台だと申し上げることはできません。基本的に大きな大会等がある場合、小中学校のグラウンドを使っておりまして、もし拡幅が可能であるならそこで停められる台数が一つの目安になるのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 南風原小学校を駐車場としてやっておりますけれども、ここは2番目に問題を提起していますが、南風原中学校の東側にプール跡がありますよね。そこは中学校の先生方の駐車場になっていきますし、中学校のイベントのときに父兄の駐車場になっていきますが、だいぶ高低差があつて駐車場としては不向きではありますけれどもなんとか停めている状況であります。そこをなんとか予算をかけずにやれば、ある程度の駐車場は確保できると思うのですが、そういう考えはございませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。中学校のプール跡地ですけれども、正式にアスファルト舗装がされているわけではございませんが、ある程度、雨降りでも車が駐車できるような状況にはなっております、職員の駐車場ということになっております。陸

上競技場も含めて黄金森公園で何か大きなイベントがある場合は、職員の協力も得まして日曜日の休日等には利用させてもらっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 (1) は終わりたいと思います。(2) にいきます。今まさに、南風原小学校、中学校を駐車場として使っております。その使っているのもやむを得ない状況だと答弁をいただいておりますけれども、運動場は施工するときに雨水対策で下部には取水膜だとかいろいろあって、そこ含めて運動場は整備しているのです。その上に車を停めている状況でありまして、やはり地面が固くなりますし、終わってから重機で整地をしていると回答いただいておりますけれども、きれいな所をまた掘り起こして、手均しするにしても小石が結構出てきて地面も固く、駐車場にするのは不適當ではないかと思えます。仮駐車場は便利かも知れませんが、不向きだと私は思うのです。今後も使う予定をしているのですか、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。先ほども答弁ありましたが、小学校、中学校のグラウンドにつきましては、本来の目的が違いますのでやむを得ない状況で使用させていただいているということでございます。その代替となる公園の駐車場関係の整備ができましたら、当然そこに駐車場を移す計画でございますけれども、如何せん黄金森公園につきましては拡幅が可能な箇所について両サイドとも土地改良区、すでに整備されました優良農地となっていることから、この駐車場の目的でまたその土地改良区の農振除外関係については今の段階非常に厳しいのではないかと考えており、他の事業を組み合わせで少しでも駐車場の拡幅ができないか、今現在検討中でございます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 運動場は駐車場に使用することになっておりますけれども、その使用許可規定などはございますか。運動場を駐車場にしても構わないですよとか、そういうような規定、条件などありますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。確かに運動場を駐車場として使用する場合は、議員ご指摘のとおり、はっきり申し上げて目的外使用でございますので教育委員会の了解

をもらって使っていただくのが基本でございます。先ほど部長からございましたように、そういったようなやむを得ない事情というのがあるわけございまして、教育委員会といたしましても町の事業には協力していく立場もまたございますので、そのへんに関しましては事前に連絡を受けまして承認をしていると、当然、使用後はちゃんとしたアフターケアをお願いしていくというようなことございまして、ではこれが全くの目的外使用だから使用できませんということになると、学校行事にしても同じございまして、学校の学習発表会卒業式、そういったのも運動場は使えませんよということになりますので、そのへんは教育委員会としてはケースバイケースとまでは言えませんが、やはりその必要性に応じて対応していく立場でございます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 目的外使用で使っていると思いますけれども、やはりその使用したあとはちゃんと整備してもらわなければ、遠くから見たら小学校の運動場はきれいですが、運動場に下りて見ると結構小石が多いのです。ブラッシングをすれば整備をきちんとしてもらわなければ、子どもたちの使用にはやはり良くないと思いますのでケアをやるようよろしくお願いして（2）は終わりたいと思います。

では、（3）高架橋下の公園を駐車場併用で活用できないか質問しております。パークゴルフ場が橋脚の工事で長い間活用できませんでしたが、工事を別にしても年間ほとんど使われていない状況で今まで推移していると思うのです。ほとんどが草刈り作業だけでやっている所でありまして、そこを駐車場として活用してはどうかと思うのですけれども、できませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。パークゴルフにつきましては、公園事業で整備されている、目的を持った施設となっております。ここを駐車場として車を乗り入れた場合には、芝の管理が大変難しくなることから、例えば年に1度や2度の短期的なものであれば可能性はあるかと思っておりますけれども、その都度ということになってくると厳しいものがあるかと思っております。また、今までの黄金森公園内でいろんなイベントがあったときに当然今の駐車場も開放はしておりますけれども、実質的には距離があるということで利用するよう案内してはいるのですがなかなか利用していただく方が少なく、今まででも車が全台数分埋まったというのが私の記憶ではなく、だいたい7割、8割ぐらいの駐車に留まっているのが現状でございます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 このパークゴルフ場は、ほとんど利用されていない状況で、今年的一般会計においても予算計上されていない状況であります。やはり使っていない所をただ草刈りだけをやっているのはもったいない感じがするのです。いっそのゴルフ場を見直して、駐車場にしたほうが僕はいいと思うのですけれども、どうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。パークゴルフ場が年間どの程度稼動しているかについて、手元に資料がございませんのでお答えできませんけれども、実質的に近年、そのパークゴルフ場の利用が少ないということであれば、そのパークゴルフ場をもっと有効活用できるようにその要因を突き止めて、その使用頻度が増えるような対策を逆に講じていくべきではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 とにかく今のパークゴルフ場は見直したほうがいいのではないかと私は思います。高架橋の下は、公園整備でいろいろと計画が入っていて、喜屋武地区まで公園整備に入っていますけれども、それも見直して、そこにも駐車場を設ける計画ができませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。パークゴルフ場につきましては、整備した年数が浅いということがありまして、今の段階で急きょ別の予算を投じて駐車場に切替えることは困難ではないかと考えております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 13 分）

再開（午後 2 時 14 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。桁下の花・水・緑の大回廊公園の今後の整備のなかで駐車場整備をとのことですけれども、花・水・緑の大回廊公園も一つの目的を持った公園整備をしております、他の公園の駐車場として整備をするのは非常に困難と思います。今後の喜屋武向けの花・水・緑につきましても、施設関係の計画は固まっ

ておりまして、そのなかで駐車場整備というのは台数的にはそんなに多くない計画となっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 3 番にいきたいと思います。南風原バイパスの（1）です。新川地区から北丘ハイツ区間が全然着工しないままになっております。現在、大名地内で橋脚工事が行われている。一番施工が厳しいこの北丘の場所でありますけれども、そこを後回しにして大名地区で橋脚工事をしています。この北丘ハイツから新川地区に行く所が全然施工されていないのです。時間がかかる所が全然手付かずになっていますので工事が遅れると思うのですが、工程に影響はないのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。新川地区の工事が未着手というのは、先ほどの答弁でも申し上げていますが、こちらのバイパスは縦断勾配が国場川に向かっての銃弾となっております、まず下流側での雨水を受け止める施設が完了しませんと上部側の整備ができないということが一つの大きな原因になっています。南部国道寺務所のほうは、用地買収ができましたら早めにその排水路の整備をとということではありますけれども、今その排水路整備の箇所の用地が難航していることがありまして、新川地区の着工が遅れているというのが原因であります。南部国道事務所としては、早めにその用地を取得し、雨水路の整備を行って上流側の工事も進めたいという意向は協議会のなかでも確認しております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その用地取得が難航しているという場所において、何筆ぐらいの物件が取得されていないのか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。何筆、何件という詳細なものはこちらでは聞き及んでおりません。地権者の個人的な、プライバシー的なものもありますので、国道さんからも詳細説明は受けていない状況であります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 (1)は終わりたいと思います。(2)の南風原町与那覇までは平成30年に暫定2車線が開通することになっておりますけれども、それから西原町、与那原町の方々が南風原に来ますので、そのあたり交通混雑が予想されます。ぜひ渋滞にならないよう南部国道事務所と事前協議をよろしくお願いします。(3)にいきたいと思います。

その橋脚が立ってきております。住宅の立退きがあつてその一帯に200メートルぐらい防犯灯がなくて真っ暗な状況なのです。サザンヒルボーリング場から北丘ハイツに下りる道路でありますけれども、ほとんど真っ暗な状況で、なんとか防犯灯設置ができないか地域住民から要請がありまして質問をしているところであります。その200メートル前後は、工事が完了するまでそのままの状況でおくのですか。立退きされている状況でありますので、字としても防犯灯設置に関しては関知しないという感じもあるかも知れません。これはやはり行政でなんとか字と相談して、工事の施工業者にさせるのか、町が補助してやるのか、字でやるのか、そのあたり含めて協議するべきじゃございませんか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。議員ご質問の箇所につきましては、以前から防犯灯があつた所ではなく、以前はそこに民家がありましてその灯り関係でそうそう必要性を感じなかったところではあつたのですけれども、バイパス工事に伴つてその物件が立ち退いてなくなることによって夜についてはかなり暗くなっている状況だという内容をお聞きしております。ただ、交付規定関係につきまして、その前後に字所有の防犯灯があることから、その間のものを町行政が設置というのも規定に関しまして難しいところもあるのですけれども、これに関しましては今後、字とも詰めながらその地域の方々とも相談しながら、例えばその工事期間中、工事用の防犯灯というようなかたちでもっていくのか、国道及びその周辺の方々とも詰めて、できるだけ対応できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 その場所は家も立ち退いておりますので、周辺が暗い状況でありますので、防犯上、大変危険な場所だと思っておりますのでぜひ地域の方々、工事関係者とも話合つて解決していただきたいと思つたのでよろしく申し上げます。これで終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午後2時22分)

再開(午後2時36分)

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。4番 大宜見洋文議員。

〔大宜見洋文議員 登壇〕

○4番 大宜見洋文君 昨年9月の町議員選挙に当選後、決算、補正など定例会を2回、臨時議会、常任委員会を経験させていただき、町行政の仕組みや事業の実施状況を確認できて改めて新鮮な思いと多くの気づきを得られました。いよいよ平成27年度のスタートへ向けて一般会計など予算に係わることで身を引き締まる思いであります。

さて、平成27年度第1回目ということもあり、第五次総合計画への予算計上もされていることを受けまして、第五次総合計画策定に向けて住民会議を開催し、さらにその住民会議と「はえばる大学」事業を連動させることはできないかどうかをメインに大きく7点について質問をさせていただきます。まず質問は大問が7点、答弁を受けて一問一答で再質問を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

大問1、これまでの一般質問での答弁について進捗状況を問う。(1)「はえばる町民大学」について平成26年第3回定例会で質問した。町立中央公民館や文化センターなどを町内で学べる場を「はえばる大学」(仮称)と位置付けて、町民誰もが気軽に学べる環境づくりとして、町民、行政、商工会などと連携を図り、平成27年度の実施計画で対応できるように努力をしたいと回答があった。平成27年度から実施されるか。(2)南風原町中小企業振興条例についての本町の取組について、平成26年第3回定例会で質問した。現在の取組状況はどうか。また、条例の策定委員会の会議は公開しているか。

大問2、第五次総合計画の取組を問う。(1)まず、第四次総合計画の総括はどうなっているか。(2)第五次総合計画の策定方法はどうか。また、第四次総合計画同様に住民会議も実施するか。(3)第四次総合計画策定時の住民会議は「はえばる大学」のモデルと捉えている。第五次総合計画策定で住民会議を開催し、「はえばる大学」につなげることができるのではないか。

大問3、町立図書館は、課題解決型図書館を目指してはどうか。(1)全国の公立図書館では、課題解決型図書館に注目が集まっていると聞く。地域社会のさまざまな資料や情報を有効活用し、地域の問題解決に寄与しているという。具体的に、課題解決型図書館とはどういう図書館か。(2)南風原町立図書館も課題解決型図書館を目指してはどうか。(3)地域の問題解決には地域住民の声が重要である。図書館協議会に農商工関係の委員も加えてはどうか。それが課題解決型図書館につながるのではないかと受けての質問です。

大問4、自治会・公民館の建て替え計画はあるか。(1)耐震性の問題や老朽化などで建て替えの要望のある自治公民館はあるか。(2)補助金に頼らない公民連携での建て替えの可能性はあるか。(3)岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」は参考にならないか。

大問5、空き家対策の状況は。(1) 集合住宅も含めた町内の空き家・空き室の状況はどうか。(2) 県内でも、若者同士のルームシェアリングが増えている。フランスでは高齢者と若者のシェアハウスが増えており、両者に「絆」が生まれ、地域力アップにもつながっていると聞く。このようなシステムを南風原町でも導入できないか。

大問6、公共交通特区を申請してはどうか。(1) ファーマーズも開業する。しかし、高齢者や自家用車を持たない住民には、現在の公共バス路線ではアクセスが不便な地域もある。町民が町内を巡回しやすくするために、新たな公共交通利用促進を図り、公共交通利用促進特区認定を目指すことはできないか。(2) 名古屋グランパスエイトのキャンプが行われた。その親会社であるトヨタ自動車とも今後連携できる可能性があると考えられる。トヨタ自動車が開発を進めている水素ガス燃料電池の研究と組んで、町内に燃料電池の公共バスを無料巡回させることはできないか。

大問7、町内事業所所有の営業用原付バイクのナンバー登録について。(1) 町内で営業している事業所の原付バイクのなかに、登録ナンバーが町外の自治体のものを目にする機会があるが把握しているか。(2) 営業範囲が南風原町内であるならば、南風原町への登録が義務で、税金もしっかり納めてもらうべきではないか。以上、よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、大きい質問事項の1番目、これまでの一般質問での答弁について進捗状況を問う町部局に係る(2)からお答えします。当条例は、検討会や勉強会を含め6回の会議を重ねております。中小業の振興策と併せて南風原町らしい条例をどのように盛り込むべきか、その案を参加者より提出提案していただき、14の条文をたたき台として検討しております。また、策定の会議については、特に非公開としておらず、一緒に策定作業に参加したい方がおればアドバイザーの先生方と相談の上、特に支障がない限り公開しております。

大きい質問の2点目、第五次総合計画の取組を問う(1)、そして(2)については、関連しますので一括してお答えします。第四次総合計画期間は平成28年度までで、第五次総合計画は平成29年度より始まります。そのため、第四次総合計画の総括については、平成27年度から平成28年度にかけて行いますが、主に平成27年度で行い、平成28年度は第五次総合計画策定に重点を置いた取組を行います。同計画の検証・策定については、住民会議を立ち上げて取り組んでまいります。

大きい設問4点目の自治会・公民館建て替えの計画はあるか(1)についてお答えします。現在、兼本ハイツ、宮平、津嘉山の3自治会から相談があります。(2)についてです。これまでの自治会公民館等の建て替え費用については、可能な限り国や県の補助金等を活用しながら、自治会住民からの寄附金や積立金及び町の補助金で行っております。(3)についてです。ご質問のこのプロジェクトを参考に自治会公民館の建て替えが可能かについて

は、民間活力の導入や行政主導ではなく、中心となって動いていただける地域の方々の理解が必要で、1つの自治会公民館等の建て替えだけでは厳しいと考えています。しかしながら今後のまちづくりにおいては、さまざまな方策で取り組む必要がありますので、ご提案の取組を含めて研究していくことも大切だと考えています。

5点目の空き家対策の状況（1）です。本町における平成25年住宅・土地統計調査の居住世帯のない住宅については、9パーセントとなっています。（2）についてです。以前と比較すると、国内や県内でもルームシェアリングができる物件は増えつつあるようですが、欧米と比較するとまだ浸透していないのが現状です。町内の賃貸住宅は、県営団地を除いて個人や企業の物件であり、賃貸契約条件については個々の考えで行われており、町がルームシェアリングの導入を促進することは困難だと考えています。

質問事項の6点目、公共交通特区を申請してはどうか。（1）についてお答えします。構造改革特区制度は、実情に合わなくなった国の制度が民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあることから、こうした実情に合わなくなった国の規制について地域を限定して改革することにより、構造改革を進め地域を活性化させることを目的としております。公共交通利用促進特区の認定申請に取り組むことは、本町の喫緊の課題や事業の優先度等を考慮すると、現時点では難しいと考えています。（2）についてです。名古屋グランパスエイトのキャンプが本町で行われたことは、これからのまちづくりにおいて大きく寄与できるものと期待します。今後は、本町でのキャンプを引き続き行ってもらえるよう取り組んでいく所存であり、チームの親会社であるトヨタ自動車との連携した取組等も含めて検討していく必要があります。無料巡回バスの運行については、他自治体の状況や費用対効果等総合的に勘案して、現時点では難しいと考えています。

7点目の町内事業所所有の営業用原付バイクのナンバー登録について（1）にお答えします。地方税法において、原動機付自転車については、主たる定置場所所在の市町村においてその所有者に課すると規定されております。この場合において、主たる定置場とは、運行を休止した場合において主として駐車する場所ということになっておりますが、町内を走行しているご質問の原動機付自転車について全部を把握することはできておりません。

（2）についてです。原動機付自転車については、明確な反証がない限り、その所有者の所在地、法人の場合は事務所の所在地にその主たる定置場があるものとして取り扱われることになっておりますが、所有者の申請によって課税を行っているのが現状であります。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項1番の（1）でございます。「はえばる大学」（仮称）につきましては、平成27年度の実施計画で対応できるように努力をしております。

質問事項2番の（3）でございますが、第五次総合計画策定の住民会議は、総合計画策定

の住民会議となるため、住民会議の皆さんのご理解とご協力が得られるのであれば、同会議を「はえばる大学」（仮称）へとつなげていけるように検討してまいります。

質問事項3番の（1）でございます。課題解決型図書館とは、地域の課題解決に取り組んでいる人々やその取組を支援する図書館です。具体的には、利用者が図書館に問い合わせをし、図書館がそれに回答します。またはその課題に応じた図書資料の収集を行います。その一方で、質問とその解決方法や回答あるいはまたデータとして蓄積することでそのデータベースの構築も行います。（2）でございます。全国的に課題として挙げられていますのはビジネス支援、医療関連情報提供ですが、本町がどのような地域課題に直面しているかを図書館協議会で検討した結果、子育て支援を重視すべきとの方針の基、現在、資料収集に努めているところでございます。（3）でございます。図書館協議会の委員につきましては、南風原町立図書館設置条例第5条に基づいて検討してまいります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。それでは、一問一答で再質問を進めていきたいと思っております。まず大問1から。私が南風原町に来て20数年が過ぎて、改めてこの南風原町の素晴らしさを何度も実感して、南風原町への帰属意識、ふるさととして大切にしたいと思うきっかけとなったのが第四次総合計画を職員の皆さんと、公募で集まった町内外の住民との協働で策定したことです。その住民会議には、元々住んでいる住民に加え、新しく移住してきた新住民が南風原町の素晴らしさに気付き、住んで良かった、地域に貢献したいと思える「はえばる大学」につながるプログラムでありました。そこでの活動を評価して信頼してもらった地域の皆さんにその後の地域活動の受け皿をいただき、ここにいる大城 勝議員や観光協会の藤原事務局長や私も、このように地域のためにさらに活動を広げることにつながっているのだと実感しています。城間町長におかれましては、町内のさまざまな公共団体への支援も充実させながら、第四次総合計画策定住民会議のような「はえばる大学」の実施がこれからの10年後、20年後を見据えた町行政、地域自治会を支える住民の意識啓発に効果があることは明白です。その後、なかなか「はえばる大学」実施へ具体的に動きがなかったことは、町を支える人材育成にとって非常に残念ではありましたが、今年の9月定例会に続き、今回、赤嶺教育長からも平成27年度の実施計画で対応できるよう努力すると心強い答弁があり私も大変嬉しく期待しております。次にいきます。

大問1の（2）です。中小企業振興条例です。まず確認ですが、策定の会議が、まちづくり基本条例第19条の2の審議会に相当するのでしょうか。それがもしそうであるならば、公募はしたのでしょうか。それから、議会の公開はどうかたちでやっているのか。町のホームページで公開しているのか。さらに会議録も見ることができるのかどうかお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。1 番（2）ですけれども、南風原町中小企業振興条例の取組につきましては、策定委員会を立ち上げてではなく、当初は勉強会のかたちで進めまして、その後、今は検討会ということで進めていることから、特に公募はしておりません。ただ、現在、公募はしておりませんが、町内も含めて町外の方も中小企業の振興条例に携わっている方々を中心ということで検討会に参加されている方々が全部で17名おられます。その内容につきましては、大学教授、商工会、観光協会、J A、中小企業家同友会、社会福祉協議会などのメンバーで構成されておりまして、今後の日程としましては、当初の予定では3月定例で条例を上程の予定はしておりましたがけれども、各皆さんからいろんな忌憚のないご意見が当初予定よりも出ておりまして、それをまとめるのに時間を要していることから、今の予定では少し延びまして6月定例での上程ということで考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 もう1つ、会議の公開は、ホームページ等で公開されているのかどうかの確認です。もう一度、お願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。現時点では、まだホームページ上で公開できる内容となっております。現在、14の条例をたたき台ということで進めておりまして、これができたら今月いっぱいか来月上旬までに案を作りまして、その後、商工審議会に上げてということで進めております。そこで案がだいたいの承された時点で、ホームページでの公開等になろうかと思っております。ただ、現在の私の案ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 ありがとうございます。確認したかった点は、条例策定に向けての検討会や勉強会が私には「はえばる大学」の講座にもつながると思いましたので、せっかく行政職員と町民、この場合は町内の事業所、大学の先生など他にもいますが、できれば町のホームページやソーシャルネットワークサービスなど、また町広報誌などでPRして、過程も見せてもらえるような、そういう興味を引くようなかたちが整えられたらもっと町民にも分かりやすいのかなということで質問しました。このあとの質問に出る岩手県紫波町の

オガールプロジェクトの成功に導いたのが、東洋大学の社会人大学院がそもそもの始まりだったという先進事例からも多角的な人材の交流がいろいろな町の事業成功に結びつくことが見て取れますので、ぜひ今のかかわっていらっしゃる皆さんと今後もいろいろ意見交換をしてもらって素晴らしい条例を作ってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

大問 2。この件に関しては、去った総務民生常任委員会でも総務部企画課長からもお聞きしたので再確認ということと、南風原町まちづくり基本条例第13条に則って、さらに第19条の審議会等の公募とその会議の公開について遵守されるかどうかの確認で答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほどのご質問の中小企業の振興条例でも触れておりましたが、まちづくり基本条例第13条、総合計画第2項で住民参画の下に行いますということですね。19条の審議会等は、委員の一部は公募により選任しますということ。それから、審議会は個人情報の保護以外は基本的に公開するというものはきちんと実行していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。全て満足できる答弁をいただきましたので、私も質問するだけではなくて住民の一人として可能な限りかかわっていききたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。楽しみにしております。

大問 3 にいきます。南風原町の町立図書館が課題解決型図書館を目指していると受け取っているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ご質問にお答えをいたします。南風原町の図書館が、課題解決型図書館を目指しているのかというような質問でございますが、今のところその課題解決型図書館というのは目指してやっているところではございません。図書館審議会での運営方針を設定してもらっておりますので、そのなかで努力目標に子育て支援というところがございます。それを中心に図書館では取り組んでいこうということでございますので、今のところ大卒で課題が解消するというような視点ではございません。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 ありがとうございます。では、南風原町立図書館設置条例第 5 条を教えてくださいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 質問にお答えいたします。南風原町立図書館設置条例、これは平成 23 年度に新しく図書館オープンに併せて設置してございます。そのなかで第 5 条、これは図書館協議会の条文になります。読み上げます。第 5 条 図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館協議会を置くことができるということでございます。その図書館協議会は、教育委員会が委嘱をするというかたちで、学校教育及び社会教育の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者、3 番目に学識経験者を置くものとして、委員は 5 人以内といううたい方でございます。任期は 2 年とするというかたちの内容がこの 5 条でございます。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 この課題解決型図書館が、全国で今かなり注目を浴びているということで、そのなかでもトップクラスの図書館には全国から視察調査で人が集まってくると、まちづくりのキーになる場所ということも資料で見ました。できれば南風原町も規模的にはかなり小さいほうに入るとは思いますが、その小ささを補うだけのノウハウを持って欲しいということで今回、この課題解決型図書館を目指してはどうかと質問をしています。もしも、そういう方向に進めるのであればということで、いろいろ想定した質問を考えてきたのですけれども、なかなか協議会の設置条例を聞きますとそこまでいっていない状況が分かりましたので、今後、次回以降また勉強しながらこの問題については取り上げていきたいと思えます。今回この質問はこれで終わります。

続いて、大問 4 に移ります。先ほど 3 つの行政区、字から建て替えの要望がきているとの話でした。もしも、進めていくのであれば、その優先順位はどうなっているのか。町民誰にでも分かりやすく優先順位を、数値化できればその 3 つの字にもトラブルにならないかと思えますので、そういうことができているのか確認したいと思えます。よろしくをお願いします

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。客観的な数値化ということになると、たぶん築何年かとか、字の人口に対する床面積というのが挙げられるとは思いますが、今、おおむねと言いますか自治会と話し合いを行っているなかでは、宮平、津嘉山、兼本ハイツかと。ただ、これはかちっとした順位ではないのですが、宮平の公民館は老朽化しているということで、人口に対して非常に狭隘であるということ、そういったことで今のところは考えてお

ります。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 ありがとうございます。できれば文章にして数値化できればもっと分かりやすくなるかと思いますので、できるのであればそれにも力を入れてもらいたいと思います。

(2) にいきます。なかなか予算が厳しくて早急な建て替えが望ましい状況なのに補助メニューが探せない、それで進まないというケースもあるような話も聞いていますので、もしも補助メニューがなければできないものか検討されましたか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後 3 時 07 分)

再開 (午後 3 時 08 分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。これまでの自治会公民館もさまざまな、農業振興地域には農村コミュニティセンターとかいった補助金を導入できているところもあります。ただ、一般的には市街化区域で補助事業などなかなか補助メニューがない場合には、それぞれ町の事業として導入しますが、南風原町内自治会の公民館等整備事業基準要綱というものが定められておりますので、いずれにせよ全て補助でできるというわけではなくて、地域の公民館はどうしても地域の皆さんの負担も少なからず発生するということです。それから内部のカーテンやインテリア関係など外構も含めてそれなりの負担もありますので、先ほど計画順位でおおむねの話はしましたけれども、それなり地域の財政計画、財源計画もそれには非常に大きく影響することになります。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 それが岩手県紫波町のオガールプロジェクトの提案に進んでいくのですが、補助金に頼らない可能性を聞きましたが、なかなかやはり予算が高額になる場合は自治会単独、町の補助でもかなり厳しいのが現実だということです。ただ、例に出したオガールプロジェクトも、ネットの情報ではタイトルに補助金に頼らないとあったのですが、実際は第三セクターということでしたのでやはりひも付きがないという町の単独の補助で作ったと。ただ、そのプロジェクトのなかでは、公民館機能はやはりビジネスライクでお金を稼ぐ方向に向かっているのかなということがありましたので、そのへんの民間の活力を生かしてアイデアが出せれば、もしかしたら可能かということもありこの提案をしまし

た。ありがとうございます。これからももっと勉強をして自分も協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

続いて大問5です。9パーセントと答弁をいただいたのですけれども、実際何軒ぐらいなのか。第四次総合計画策定と比べて増えているのかどうか。僕が第四次総合計画の住民会議で聞いたときに、うちの第一団地の世帯数200ぐらいとほぼ同じだったので、団地と同じ規模の家が空いているのだという思いがありますので、その後どうなっているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。住宅・土地統計調査という調査が5年ごとにあります。平成15年が6パーセント、平成20年が7パーセント、平成25年が9パーセントです。ただし、この住宅・土地統計調査というものの空き家という概念でございますが、新築も含まれております。建築中、入居直前、入替中のアパート。ですので、われわれが持っている一般的な、朽ち果てると言いますか管理もされていないようなものはその中でいかほどか。非常に大きく網羅されているということです。このなかで平成15年の調査で空き家だったということは、それには新築も入っているだろうということから、平成16年の新築、要するに最初に課税した物件、それぞれ言います。一戸建て81軒、集合住宅16棟。平成21年、一戸建て72軒、集合住宅32棟。平成26年、一戸建て90軒、集合住宅35棟です。これは与那原町が本町より人口の増加率は多いのですが、与那原町は確か15パーセントほどになっています。ということは、新築ラッシュのところはその調査にカウントされるというふうになります。ですから、イメージなさっている空き家に大きくプラスされている、戸数が入っていることが事実としてあります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 丁寧な説明をありがとうございました。ただ、アパート建設もラッシュが津嘉山区画整理でも見られますので、今後、事業が完了して、地主の皆さんの自宅などの建設が進んだり、仮に移転している集合住宅からまた自分の土地に戻ったりするときにもやはり空き部屋が発生するわけで、さらに第一団地が建て替えに入っています。入居者の制限と言いますか、今は受け入れをしていません。空き部屋がたくさんありますけれども、建て替え完了して募集が始まるとまた近隣アパートの方が入ってくる状況が考えられますと、比例して空き家も増えてくるのかという心配があります。それから、県営団地では元々住まわれていた住民の皆さん、子育てを終えた高齢者、夫婦二人ですとか独居老人も現時点でも結構いますので、これがさらに増えてしまう。そういう弱者の皆さんが新しい団地に住む場合は、新築のために共益費が上がったり家賃も県の担当者の説明によると5年かける

との話でしたが 3 倍ぐらいになってくる状況を見ますとやはり生活が厳しくなってくるという危惧があります。これが質問（2）に続けていくのですが、県内でも若者同士のルームシェアが広がっていると、これがフランスに行くと高齢者と若者のルームシェアが広がっているとの情報がありました。そういうことが、町行政主導でやるのはなかなか難しいという話でしたけれども、見方を変えて福祉政策や町の空き家・空き部屋の観点からすれば、民生部や経済部の視点からどうなのか。もし、今後そういう状況が見込めるのであれば、施策を検討することが可能かどうか答弁をお願いしてもいいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず、フランスでそういうものがあることが分かりませんでした。確かに福祉の面で言うと、高齢者と若い人が一緒に住んで良い環境ができるということであれば、良いことであります。もちろん、これは家主と借りの側という部分もありますので、これについてそういう要望とか希望等があれば調査研究して、今後どうするかということで検討が必要ということのできるのかなと考えています。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。商工関係の面から答弁させていただきます。空き家関係につきましては、いろんな空き家と言いますか、例えば店舗もあれば一戸建てもあろうかと思えます。店舗関係につきましては、空いてしまいますと各地権者はそこで収入が途切れてしまいますので、早めに次の借家人をとということで行くつかの不動産屋をとおして応募をかけたか必死でやっていると思えます。強いて言えば、私ども行政よりも臨機応変、小回り良く動いているのではないかとはおもっております。ただ、行政としてもただ手をこまねているということではなくて、先ほどの答弁にもありましたけれども、空き家関係も含めて企業及び借家人のマッチングセミナー等も含めてそういった方面も解決ができればと考えております。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 突然振って迷惑をかけました。すみません。これがやはり次の第五次総合計画につながってくるかと思うので、ぜひ住民会議でもこういう話題も意見交換できたらと思います。ありがとうございました。

大問 6 です。まず、公共交通特区の申請が可能なのか、自分としてもあまりできていなかったもので、答弁を聞くと唐突だったかという印象を持ちました。構造改革特区での申請が難しいのなら、新しくできる地方創生では可能ではないか、答弁をお願いしたいと思います。

それと、名古屋グランパスエイトキャンプ誘致では、町もさまざまなバックアップで税金を投入しているわけですから、キャンプだけではなく町内での産業育成にもつなげることで相乗効果が生まれると思います。特にトヨタ自動車が研究開発中の燃料電池についても、離島県である沖縄はほぼ100パーセント輸入の化石燃料に高い割合で依存しているという課題を抱えていますので、エネルギーをいかに自給するかという観点からもぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。構造改革特区というと、よほどの国の制度を大幅に緩和すると逆にこの岐阜市のケースを見ると中心市街地に車を入れないで公共交通機関を使いましょうということで混雑の防止とか環境の改善ということで中心市街地の活性化というのがあるようです。ご質問の趣旨は、細やかな公共交通機関を走らせてはどうかということだと理解しております。そもそも論になるとは思いますが、以前は津嘉山から役場まで県道128号線を通っての路線バスもございました。利用者が非常に少ないということで、運行の開始から中止までにさほど時間もたっていないなかで運行停止になりました。また、城間線が与那原から宮城を通して新川方面へ行くのもございましたが、今はそれもございません。そういったことから、町域が10.72平方キロということで、そこまで足に困っているのが実情なのかと、先ほども答弁申し上げましたが、その行政の対応の順序や費用対効果を見た場合に、そこより他の対応のほうが先ではないかということで考えています。トヨタの水素自動車は市販されているようですが、ものすごい価格であるということで、コラボはできても、では水素のスタンド、エネルギーの供給はどうするのかなどすごく大きな課題も多いと思います。近未来、このエネルギーで走る車がそこいらで走っている時代になればそれも導入の時期はくるだろうと思いますが、現在のところはそういった諸々の理由からまだ先の話と言いますか、町内の巡回バスということに関しては費用対効果とか実際運行したときの利用者のこととかいうものを考慮しますと、現在のところまだ優先度としては低いのではないかと思います。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 どうもありがとうございます。優先順位、いろいろこれからも調査していきます。

最後の7にいけます。今回、取り敢えず自分が実際に生活しているなかで気付いた、だいぶ前に気付いたことですがけれども、毎朝営業で回っている原動機付自転車がありまして、ナンバープレートを見ると町外であった。このへんをなぜかなという思いが先にきて今回の質問になっています。所有者の申請がなければ発見も困難で、実際の状況確認については反

証のしようがなく他の自治体も同様な課題に悩んでいるという説明でよろしいですか。確認です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。税は等しく負担、それ相応の負担をしていただくのは当然でございます。ただし、軽自動車税の内訳を見ますと、今現在の状況なのですが9,900万円、約1億円ございます。そのなかの230万円がいわゆる原付、50cc以下です。そのなかで議員おっしゃる所在がはて、と思うかも知れないなというこの動力と言いますか、それと確実にあなたはいつもここに停めずに向こうに停めているというのがなかなか実証するのが難しい。非常に動力が要ることです。逆の場合もあるかも知れないということ。今の現実業務としてどの市町村も悩みと言いますか、それについては申請をそのまま受けて課税して納税していただいているというのが実情でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 どうもありがとうございます。ちょっと悩ましいですね。次回の一般質問までに私もこの課題を解決できる方法はないかいろいろ情報を収集してみますので、ぜひ担当課も勉強してもらいたいと思います。実際、他の自治体のナンバープレートが町道を頻繁に通行して町内で営業して利益を得ているわけなので、やはりナンバープレートをも「はえるん」のデザインをPRもして、オリジナルナンバープレートも普及させている南風原町ですから、ブランド化しようとかんばっているのも、町の財政のほうも非常に厳しい状況でありますし、今後しっかり税金として納めてもらえるようにするにはどうすればいいのか、ぜひ他の自治体と情報交換もしながら解決方法を見つけていただきたいと思います。

最後に、これまでの一般質問のなかで町内の課題解決に向けて特に審議会など町民を公募で集めてはどうかとか、町内公共団体の役員を加えてもっと議論を活性化させてはどうかなど提案・要望を数多く出していますがしかし、町民を無理やり審議会に参加してもらって負担感を持ったまま議論に参加することになると、本来の趣旨から外れてしまいますのでここが一番の悩みどころだと思っています。一括交付金を活用してさまざまな事業についてもかかわってもらうパワーのある町民がなかなか見つけられずに同じ人がいくつもの事業にかかわってしまって負担感がものすごくかかっていると、精神的にも負担がかかってマイナス効果になっている場合も過去には見られたこともあります。それを防止するためにも、やはり最初から主張している「はえべる大学」のほうでぜひ人材育成から進めるべきであろうと思います。結局、そこに尽きるのだろうと思っています。その意味でも「はえべる大学」には大変期待していますので、ぜひよろしくお願いします。以上で私の質問を終

わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後3時30分）

再開（午後3時40分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 では、質問をいたします。本町の基本条例で議会は議論の場であると規定されています。ただし、今回の子ども・子育て支援制度、教育委員会であるとかあるいはまた保育所の問題だとか大きく変わります。特に教育委員会の教育行政について委員長に教育委員会の方針を聞いたかったのです。けれども、お出でにならないということですので、委員長に代わって教育長に質問をします。

それでは、子ども・子育て支援制度がいよいよ来月からスタートします。先駆けて取り組むことを評価しますが、性急過ぎて職員体制や園舎の整備等が問題になります。町民の大事なお子さんを保育をする、教育をすることですので、全ての環境整備が非常に大事だと思っています。そこで、私の意見を申し上げながら質問します。1点目です。保育所での待機児童はどのように対処するか。2点目です。子ども・子育て支援制度の実施で幼稚園がどのように変わるか。また、就園率に対してどう思うか。3点目です。幼稚園は、教育をすれば3歳児から利用できます。その点はどうでしょうか。4点目です。幼稚園は文部省が定めた教育要領に基づき教育するところであります。幼稚園での勤務は資格が必要だと思いますがどうでしょうか。5点目です。4月から土曜預かり保育が始まります。勤務体制のシフトが変わるようですが、どういうふうになるのか。また、それに対して職員はどういうふうになっているのかお答えください。

2点目です。文化センター内に観光バスの専用の駐車場の整備、映画館の増設について伺います。県外からの観光客を誘致することと、それから子供たちの平和学習を進めるにおいて質問します。（1）旧陸軍病院壕と文化センターを結ぶ、あれは20号壕ですか、それと結んだ遊歩道を整備して観光客を誘致してはどうか。それからもう1つは、文化センターで戦争映画のフィルム、DVD等を収集し子供たちの平和学習ができる映画館を増設してはどうでしょうか質問します。

3点目です。新川の下水道整備について伺います。新川市街化区域で集合住宅の建設が盛んに進められています。浄化槽を整備してからは下水道の接続はなかなか厳しいだろうと思います。そこで伺います。平成27年度に地主の同意を得ると言うが、その計画を明らかにしてください。行政懇談会がありましたね。行政懇談会の時に皆さんが答弁された2点

平成28年度に測量と設計、平成29年度に工事をするというが、事業計画はできているのかどうかお答えください。

4点目です。新川166番地から那覇バイパスの間の町道整備について伺います。新川の本部落から県道241号線へ出るのに県道が渋滞でなかなか合流することができません。酷いときには中央育成園のところまで車が並ぶときがあります。信号が青になっても前に進まないときがあります。集落内から県道に出て、那覇市であるとかいろんなどころに出るときに非常に不便です。伊佐商店がありますね。これから整備される南風原バイパスの間、100メートルぐらいですか。拡張工事が必要かと思っています。(1) 県道の渋滞で旧伊佐商店横から南風原バイパスの間、町道を整備して欲しいがどうでしょうか。

5点目です。大名はなぞの保育所前の町道3号線へ信号機の設置について伺います。宮城から開邦幼稚園がありますが、そこから町道3号線に出るときに、町道の真ん中まで出てこないで西原町から来る車が見えません。非常に危険です。開邦幼稚園の委員会に行ってその帰りでしたが、一度怖い思いをしたことがありますので質問します。宮城の開邦幼稚園から大名はなぞの保育所前の町道3号線に信号機の設置が必要だと思うが、県公安委員会においてはどうでしょうか質問します。以上、5点を質問し、あとは再質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の1点目、子ども・子育て支援新制度の実施について問う(1)についてお答えします。来月4月1日から始まる子ども・子育て支援新制度では、待機児童を解消するために向こう5年間の事業計画を策定いたします。そのなかで保育所の改築・分園、認可外保育園の認可化、小規模保育等を計画的に実施し、待機児童を解消いたします。

質問事項の2点目、文化センターに観光バス専用の駐車場整備と映画館の増設を(1)についてお答えします。文化センターから旧陸軍病院壕方向へ結ぶ遊歩道については、飯上げの道の一部を含め平成21年度に整備をして供用しております。バス専用駐車場についても文化センター前に4台、店舗棟前に2台分が整備済みとなっております。

質問事項3点目、新川の下水道工事を問う(1)についてです。この件は、(2)と関連しますので一括して答弁いたします。新川地内における下水道整備をする際には、まず道路にある個人所有の土地について町に譲渡してもらい管理移管する必要があります。それで道路敷地内の関係地権者の説明会を5月ごろに開催予定をしております。そして、説明会最後は、個別訪問等により譲渡、所管の手続きと下水管布設の施工同意を得る取組を行います。なお、平成27年度に同意をいただけた路線から工事等に必要の測量及び設計を平成28年度に実施していきたいと考えています。また、工事については、下流側の第一交通バスターミナル側から平成29年度より整備を進める計画となっております。

質問事項4点目、新川166番地横から南風原バイパス間の町道21号線整備を(1)につい

てです。南部国道事務所の計画において、新川交差点部は公安委員会等関係機関との協議が現時点では整っていないということから、詳細については確認されておられません。今後の計画の進捗を踏まえ、町道整備の必要性を検討してまいりたいと思います。

5点目の大名のはなぞの保育園前町道3号線に信号機設置を(1)についてです。その件については、与那原警察署に確認をしたところ、信号機の設置については県内で優先度の高い所から順次設置をしており、ご質問の現地については優先度が低いとの見解でありました。しかしながら、当該箇所はカーブミラーが設置されているものの周囲に保育園やコンビニ等もあり、横断者も多いことから引き続き関係機関へ要請をしてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項1番の(2)子ども・子育て支援新制度の実施で幼稚園はどのように変わるか、また、就園率についてどう思うかのご質問にお答えいたします。幼稚園につきましては、平成27年度より土曜日の預かり保育を実施いたします。預かり保育の期間を4月4日から翌年の3月31日までの期間に変更し、通常保育の入園式を4月3日に変更します。就園率については、70パーセント前後になるのではないかと考えております。

(3)の教育を希望すれば3歳児から幼稚園を利用できる、幼稚園の受け入れはどうなるかのご質問でございますが、町立幼稚園での3歳児保育については、そのニーズ調査や職員体制等について検討してまいりたいと考えております。

質問事項(4)です。幼稚園での勤務は資格が必要だと思うがどうかというご質問ですが、町立幼稚園の教諭は、有資格者を配置しております。

(5)でございます。勤務体制と職員の採用についてのご質問でございますが、勤務体制は預かり保育1クラスに職員、それから臨時職員を午前、午後に1人配置する体制になります。職員採用は、平成27年度に2名を採用します。平成28年度以降も年次的に職員採用を予定してまいりたいと考えております。

質問事項2の(2)でございます。文化センターでの戦争フィルムに関するご質問でございますが、現在、文化センター内には映写室があり、沖縄線をはじめ太平洋戦争関連のDVDやビデオなど約160本を収蔵して平和学習等への利用を進めております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教育委員長に聞いたかったのですが、教育委員会の方針について少し聞きます。土曜預かり保育が4月から実施されます。委員会でそれを決めたのはいつでしたでしょうか。いつ決定したと言うのかな。それを教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。まず、土曜預かりにつきましてのただいまのご質問について、事前の通告がございませんでしたので正確な日付は会議録をめくらなければ分かりませんが、規則改正がございましたので2月の定例教育委員会だったと記憶しております。必要でしたら休憩を取って確認してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 一応は、委員会を開いて議論をして審議をして決定されたのですね。それは間違いないか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 はい。2月の定例教育委員会だったと記憶しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 平成28年度から本町は2カ年保育をやります。そのために園舎の増設もあります。その2カ年保育をやる根拠と言うのかな、それを委員会で決めたのか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 平成28年度から4歳児保育を実施する旨の話し合いをしましたのは、12月の定例教育委員会の意見交換会だったと思います。と申しますのは、定例教育委員会で平成28年度から4歳児保育を実施するという規則改正等々がまだでございました。必要性がございませんでしたから規則改正は議案としては提案してなくて、定例教育委員会の後半のなかで、教育委員がそれぞれの喫緊の課題についてお互い自由に意見を交換する時間がございしますがそのなかで平成28年度から4歳児保育を実施したいということで意見交換をしまして、前教育委員が情報を共有し、意思を確認したところでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先も申し上げましたが、そのなかで3歳児の幼稚園受け入れがあり

ます。それはこれからニーズを調べて事業計画と言うのか実施計画を組んでやると先の答弁であったのですが、他のものはそういう事業実施計画を組まないでどんどん園舎の増築を進めました。その3歳児保育、確かに5年間は計画年でその間に事業実施計画を作りなさいと、それは確かに今の制度のなかであります。けれども、どんどん進めていますが、3歳児をなぜ抜かしたのか、やらないのか。教育を希望する親は、幼稚園を利用することができるわけでしょう。教育委員会は拒否できないですね。私のところでは受け入れることはできません、やりません、それは言えないはずです。そういう条件のなかで今回の子ども・子育て支援制度をやるのですから、来年から4歳、5歳児をやりますから、親から3歳児をやってくださいときたらそれはどうしますか、教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。3歳児保育に関しましては、定例教育委員会のなかではそういった具体的な話し合いはしておりません。あくまでも私たち教育委員会の事務局のなかで今後、民生部と協力しながら3歳児の対応についても考えなくてはいけないであろうということで、できうるのであれば一括交付金等々を利用してニーズ調査をする必要があるのではないかとという事務局レベルの話し合いでございます。今回の答弁書にもそういった旨でニーズ調査とか職員体制についても調査してまいりますというような内容でございます。実施計画策定云々ということではございません。それを前提にしまして、本町では幼稚園におきましての3歳児保育はこれからでございますので、そのつもりでわれわれもまた調査をしていきたいと考えております。この今回の新制度への移行にあたりまして、これまで義務ではなかった幼稚園教育、3歳児も義務になるのかというようなことになりまして、そうではないという認識でございます。これは国に各市町村が疑義照会をした回答のなかで出ておりまして、読み上げますと、新制度に移行することに伴い、3歳児保育を実施する義務が生じるものではありませんというように明記されております。そういったことで確かに学校教育法のなかでは幼稚園に3歳から5歳までは入園できますよと定義されておりますけれども、これら全て義務として受け入れるということではございません。各市町村の能力に応じて、保護者の希望があればそれを受け入れてもいいですよということです。しかし、そうでないのであれば、その地方自治体の全ての資源を活用してその保護者の要望に応えなさいというのが今回の新制度移行の趣旨でございます。われわれとしましても、もし幼稚園での3歳児保育を希望する保護者がいらっしゃいましたら、町としては現段階では5歳児しか受け入れできません。平成28年度からは4歳からできるかも知れません。ですけれども、現段階では3歳児は受け入れられませんから、どこそこの私立幼稚園がございまいかがですかと、そういったふうなかたちとなります。あるいはまた、それが無理でしたら、一定の時間を置きまして認定こども園を開設したり、あるいはまた町で3歳児保育ができるように物理的な部分を整理しましょうとか、そういった対応をしなさい

いというようになると、それが今回の新制度だと教育委員会としては認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 皆さんからもらったパンフレットのなかに、認定として 1 号、2 号、3 号があります。その 1 号のなかに、3 歳以上、幼稚園教育を希望される場合、受け入れません。これはなにも義務ではないのですか。やらないでもいいわけですか。では、この法律、条件は何ですか。それを確認したいです。今度の支援制度のなかには、こういう条件があるのに、それとは違うという解釈だったら、国が違うということであつたら、それをあとで聞かせてください。どうでしょうか。私はこれが疑問だと思っていました。違うのであつたら、それを答えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいま議員が示されたパンフレットに関しましては、確かにそのようになっていると思います。これはあくまでも全日本的、オールジャパンでカバーしているものでございまして、施設的に整備できているところはそういった認定もしていいですよというような、われわれはそのような指導を受けておまして、そうでなければ先ほど照会しました疑義照会の回答がくるわけがないのですね。そういうことで、学校教育法で言われておりますように、先ほども答弁しましたが、幼稚園に入園できる者、3 歳児から 5 歳児までは入園できますよというようなこと、これは以前からそのように明記されているわけでございます。それにもかかわらず、歴代の先輩方は皆、5 歳児だと、南風原町の幼稚園の対照児童は 5 歳児だというように幼稚園管理規則で明記しているのですね。ということは、3 歳児までは義務ではないですよというようなことなのです。そういうことで、われわれとしては、現段階ではたとえ新制度に移行しようが 3 歳児までは義務ではないという認識でございます。ただし、先ほども言いましたように、このパンフレットにもありますように、保護者が 3 歳児でもどうしても幼稚園で教育させたいという希望であれば、民間あるいはまた認定こども園、いろんな資源を活用して応えてくださいよというのが今回のこの新制度の趣旨だと認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、4 歳児、5 歳児も義務ではないのですか。これが方針として掲げているだけの話ですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどのご質問にお答えいたします。幼稚園教育に関しましては、学校教育法で言う義務教育という認識ではございません。ただし、やはり幼児教育というのは非常に重要な分野でございますので、幼児教育によって義務教育以降の幼児の発達に随分と影響がございますので、そのへんの幼児教育の重要性に鑑み、町としては幼稚園教育に取り組んでいると、それはあくまでも 5 歳児からしか取り組んでいないですよというようなことでございます。学校教育法で言う、義務教育だから取り組んでいるということではないということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 確かに幼稚園は義務教育ではない、親の希望です。今言ったように、来年は 4 歳から実施しますから、これも義務ではないということですよ。3 歳児が義務でなかったら、4 歳児もやるならやってくださいという程度のものでしょう。では、先ほどの答弁はそれで受け止めておきます。

それからもう 1 つ、教育長には耳が痛いでしょうが、土曜預かり保育の私の質問に対して園長には土曜日も出勤させると、これは教育委員会の方針ですという答弁がありました。4 月からはその方針どおり園長も出勤させますか、どうですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。園長については、土曜日の出勤はシフトには組んでおりませんので、職員と預かりを担当する臨時職員で対応していくということでシフトを組んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 12 月に私は、園長はどうしますかということでこの質問をしました。教育長は、5 名の委員で決めたことです、教育委員会の方針ですから土曜日も園長は土曜日も出勤しますと答弁がありました。教育長自身の責任ですから、それはどう思いますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 もちろん園長先生方の協力も得なければいけないというような認識がございますので、現在でもそうでございますけれども、やはり園長先生たちの出勤もあ

り得るといような想定で12月まではおりました。けれども、担当課長がしっかりとシフトを組むことになった場合に、現段階の臨時職員あるいは本務職員の対応でシフトが十分組めるというように分かったので、結論としまして、そういうことでしたら敢えて園長まで出勤ということではないのかなというように分かったものです。でもやはり緊急時、いろんな緊急連絡体制のなかには園長も含まれておりますので、そのあたりは今後も運用していきたいというようにございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教育委員会5名の方針だということで答弁していますよ。教育委員会で決まったものを否定するには、何の手続きが必要ですか。土曜シフトに園長はない。どういう手続きを踏まえてこういうことになったのですか。あなたが12月に答弁したものは、しっかりと教育委員5名の方針ですとあります。出勤するのは当たり前です、方針ですと。それに対して私は、去年の12月17日に教育長と町長宛に私の所見を申し上げました。園長は嘱託契約だから上から目線で出勤させるとしたら、やる人は誰もいなくなるよと、園長の土曜日出勤は考えるべきではないのかということで12月議会定例会が終わってその翌日、皆さんに私の所見をあげました。ただ、答弁がそういう答弁でしたので、やはり答弁に対する責任はきちんと、しかも教育長ですから、責任ある教育長ですから、その場限りの答弁ではよくないと思います。私は教育長の答弁に対して、本当にさせるのか、やるべきではないということで私の所見を文書で皆さんにあげました。それを覚えていますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。12月、確かに文書をいただきました。これもわれわれ事務局は参考にしております。そのなかでやはり先ほど答弁しましたように、園長先生の勤務時間、あるいはそういったものは正式に定例教育委員会の議案第何号とかそういった議案にしたことはまだございません。と言いますのは、規則改正等といったものを議案にしているものですから、ただし、先ほども申し上げましたようにその月、その月の定例会の後半はその時の喫緊の課題につきまして5名の教育委員でいろいろと意見交換をしております。そのなかでやはり私の意見も申し上げましたし、各委員の皆さんの意見も聞きまして、情報を共有しながらその意思も確認をして、その時点では職員の体制が無理な場合はどうしても園長先生方にも出ていただかなければいけないというように話しております。その後、いろいろと町長部局とも調整をするなかで臨時職員の予算が査定を通ったり、あるいはまた職員の本務採用があるとかそういった諸々の条件が変わることによって、担当課ではシフトが十分いけるというように分かったものですから、議員ご指摘のように嘱託でございますので敢えて園長まで毎週土曜日出すということではなくてもいいのではな

いかということになったわけでございます。12月にこう決めたから実際臨時がついても、職員体制の目途がついてもどうしても園長先生出てくれというようなことではなくて、やはりそのへんは教育委員会のなかでも話し合いをした上でございますので状況に応じて園長先生方をそのシフトから外したということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私は12月のあなたの答弁も委員会の審議を得て教育委員会の方針だということで私に答弁していますから、その方針がころころ変わるようでは、12月にそのように決定して方針が決まったならば、ではそれを覆すなら当然、委員会を開いて議題として上げて、こういうふうにやったが見直しをしましょうという手続きだとか、私に対する答弁が違うのだったらきちんと説明すべきではないですか。どうでしょう。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後4時17分）

再開（午後4時17分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。12月の答弁で園長先生方の出勤に関しましては委員会の方針だと答弁したとのご指摘でございます。私としては、そういった内容、そういった意味での答弁をしたつもりではございませんけれども、ただ、先ほども再三申し上げましたとおり教育委員会のなかで意見交換をする時間がございますのでそのなかでいろいろと話し合いをして、お互いの意思も確認しながら、情報も共有して、ではこういったかたちでいきましょうというような話し合いの後での議会答弁でありました。教育委員会としてはそういう考え方ですよというような趣旨での答弁だったと記憶しております。ただ、議員が今ご指摘のとおり、現段階では園長先生は出勤しなくても大丈夫だというシフトでございますので、それはそれでまた担当課が努力をしまして、予算を付けたり条件が変わったということで園長先生方出勤のシフトではないということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、12月の答弁は何だったの。あれだけ委員会の方針です、5名の方針ですということで私に答弁した、あの方針は違っていただけですか。どう思いますか。それを答えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどと同じ答弁になりますけれども、12月時点での答弁に関しましては、やはり教育委員会のなかでの意見交換という話し合いのなかでお互いの意思を確認して、教育委員会としてはこういまいしょうと確認したことを前提に議員への答弁になったというようなことでございます。その後、やはり諸般の事情がございます。予算が付いたり、臨時職員の予算が付いたり、その状況でシフトが組めるというようなことが担当課からございましたので、ではそのままいまいしょうと、シフトが組めるのであったら無理して囑託員である園長先生方を勤務させる必要はないのではないかと、担当課が組んだシフトでいまいしょうかということになったということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私は、その場逃れの答弁ではなくて、しっかり責任を持った答弁をぜひやって欲しい。園長の土曜出勤については、私もやるべきではないと思っています。園長先生の土曜出勤はないということですから、私もそうすべきだと思います。それについて何も皆さんと喧嘩するものではありません。皆さんが園長の土曜出勤なしということだったら、そうすべきだと私は思いますから、敢えてその議論はしません。ただ、答弁については今後もきちんと責任を持った答弁をやって欲しい。答弁がころころ変わるようだったら、方針がころころ変わるようだったらよくないので、そこはしっかりと踏まえてやって欲しいことを申し上げておきます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後4時21分）

再開（午後4時24分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほどの答弁で説明が不十分な点がございましたので、補足して答弁いたします。園長先生の出勤に関しましては、通常のシフト制の勤務につきまして延長先生を入れてございませんけれども、先ほどの答弁にもございました緊急事態のとき、あるいは園の行事、卒園式、終了式等々もあるわけでございます。土曜日でも出勤する可能性はあると、園長先生方は従来の通常保育の段階から理解をいただいているということでございます。行事の出勤、あるいはまた緊急通報時の出勤等があるということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 親切に答えてもらいました。私が土曜出勤なしですねと申し上げたのは、土曜日の預かり保育が 4 月から始まるから、前回 12 月の質問では出勤させるということであったが、土曜預かり保育ではそれはいいですねということです。今、教育長が言ったものに対しては当然ですね。

それともう 1 つは、土曜預かりで職員 18 名採用ですか。各園でやりますから 18 名採用します。他市町村と同じように、まとめてやるとしたら、その半分でできるかも知れません。特に西原町とか南城市の話をしますが、西原町、南城市は園児の希望者がいなくて教室が空いたために 2 カ年保育をしています。本町も教室が空くのが予想できますか。そういったかたちでもし他市町村と同じようにまとめてやるとしたら、職員 18 名も要らないのではないかと。この半分でできるかも知れない。それを調査検討したことはありますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 質問にお答えいたします。土曜預かり保育の件でございますが、要するに人数が少ないときにその 4 園あるのを 1 園でやったり 2 園でやったりするような、まとめてやるというような考え方でいいですか。これにつきましては、当初、そういう話もございました。南城市では 1 園がそのようにやっているというようなこともございましたが、しかしながら、通常の保育をやって、土曜日の預かりは他の園でやることになると、それは本来困るだろうと、その幼稚園の園児だという視点でありますので、土曜日は人数が少ないから他の所で集めてやりましょうという視点は、基本的に難しいだろうという判断をいたしました。実質的にどの市町村がそういったかたちで土曜預かり保育をやるというような調査をしてはございませんが、南城市で 1 カ所そういうかたちでやっているというようなことがありましたので、そういう例も話し合いで出ましたが、南風原町としては 4 園同時に預かり保育を行う予定になっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 費用対効果も検討しての結果かと思いましたが、身近な幼稚園でできればそれは父兄にとってはいいことですが、それは他市町村に比べると金のかけ過ぎかなという気がします。

それからもう 1 つは、4 月から預かり保育をやり、職員が 18 名採用されます。その職員が机を置く場所が幼稚園にはありません。どこにその職員を配置するのか。それと保健室も物置になって、子どもに何かあったときそこで介護するということできません。しかも 4 歳児から 5 歳児を来年からやるわけでしょう。余計に保健室も大きくしなければならぬと思うが、それが今現在ありません。それと同時に、土曜預かり保育をするときのクーラーが各幼稚園に入っていません。そのクーラーはどうするのか。それから事務所に机、椅子

を置けないがそれをどうするのか。保健室はどういうふうにするのか。それを教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。建物の保健室、職員室等、部屋の面積が少ないということですが、議会の現場説明等でもありましたように、確かに先生方からも狭いということがありました。これについては、議員から委員会でも4歳児実施に向けた建設に向けて職員室の増築、またクーラーの設置等検討するようありましたので、これについては平成27年度の4歳児受け入れの建設に向けて検討してまいりたいと思います。職員18名受け入れも、職員室を増築して対応できるようにしてまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 課長、しっかりと職員が仕事をしやすい環境を作ってあげなければ、結果、町民の子どもたちに一番影響を及ぼします。こういう事業をやるときには何が必要かしっかりそれも検討して整備してやらなければ、今のようなかたちで土曜保育をやる、では職員が事務をする机がありません。廊下に置きますか。それはできないですね。一番安全な環境を作ってやるのが幼稚園でしょう。子どもたちに危険がないように。所々に机があったりしたら、子どもたちはあばれますから危険である。そういう安全面もきちんと整理してあげなければならない。その点は課長が答弁されましたので、平成27年度の園舎増築で検討することです。その予算の調整権は町長にありますから町長はどうですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今、担当からありました平成27年、平成28年度に向けて園舎の増築というのは当然、1年幼稚園児が増えるということは、当然園舎も増やしていかなければいけない、それも平成28年度に後れを取らないよう予算計上も全部されております。また、先生方が待機する場所等においても補充していこうと、逆算して今、教育委員会と町長部局の予算等においても事業を進めていこうということは連携しておりますので、そのようにご心配なく。また私たちは、これに支障をきたさないように計上してまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私は職員を大事にしなければならないと思う。現場の声をしっかりと聞いて、そして何が課題なのか、それを受けて行政で進めていかなければ、職員は離れてしまう。そこもしっかりと職員の声も聞いて、課題があったらそれを克服するような、予算も組んでもらわなければならないと思います。今、町長に答弁していただきましたのでしっかりと平成27年度の予算で、補正予算で、事務所の件、クーラーの件、特にクーラーなどは今ある部屋のクーラー容量であると言うから、容量が小さいと逆に電気料がかさむわけでしょうからそういったこともしっかりと踏まえて調査をし、検討し、事業をしっかりとやって欲しい。私は、職員がこの新しくできた事業をしっかりと町民のためにできる環境を作ってあげて、そういう思いで答弁をいただきましたので、ぜひ町長、教育長、それはやって欲しいとお願いしておきます。

最後に、もう1ついきましょう。保育所では3歳児が職員1人当たり15名です。けれども、今の条例規則では、土曜預かり保育所含めて、金曜日までは35名、そして預かり保育は30名。けれども、保育所は15名でその半分。親からすると、保育を必要とする子どもたちには当然それを望みます。そういったところもしっかりと、これから事業計画を作るはずですから、これから幼稚園の園児たちをどうするか、保育所は15名だから当然スタートから違う、しかも土曜日預かりは弁当持参でしょう。保育所とは非常に差がある。庄いった面では保育所と幼稚園教育を、これからの子ども・子育て支援の計画は、しっかりとお互いに調整しながら町の子どもたちの子育て支援、保育待機児童解消をさらにぜひ前向きで取り組んで欲しいと思う。先ほど申しましたが、町が前向きに事業実施していることを私も評価します。ただし、急ぎ過ぎて今言ったような問題も取り残されてくるから、ぜひそういったこともないように、子どもたちに負担がかからないように、迷惑にならないように、そして職員の声もしっかり聞いて、この事業がうまく町民のためにも子育て支援になるようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了します。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後4時38分）